

総務建設常任委員会

平成 2 8 年 6 月 2 3 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年 6 月23日（木） 午前 9 時30分 開会
午後 2 時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 朝岡佐一郎 |
| | 副委員長 | 川村優子 |
| | 委員 | 岡本吉司 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 吉村優子 |
| | 〃 | 阿古和彦 |
| | 〃 | 赤井佐太郎 |
| | 〃 | 下村正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 員 | 内 野 悦 子 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|------|
| 市長 | 山下和弥 |
| 副市長 | 生野吉秀 |
| 総合政策企画監 | 本田知之 |
| まちづくり統括技監 | 松倉昌明 |
| 企画部長 | 米井英規 |
| 人事課長 | 吉川正人 |
| 企画政策課長 | 岩永睦治 |
| 〃 補佐 | 高垣倫浩 |
| 〃 補佐 | 村田真也 |
| 総務部長 | 安川誠 |
| 総務財政課長 | 米田匡勝 |
| 〃 補佐 | 吉村浩尚 |
| 〃 補佐 | 木下雅敏 |
| 〃 補佐 | 内蔵清 |

生活安全課長	門 口 昌 義
〃 補佐	植 田 和 明
税務課長	吉 村 雅 央
〃 補佐	椿 本 真 司
収納促進課長	西 川 嘉 則
都市整備部長	土 谷 宏 巖
都市整備部理事	
兼都市計画課長	木 村 喜 哉
都市計画課長補佐	小 滝 由 美
〃	奥 田 雅 彦
建設課長	河 合 忠 尚
〃 補佐	西 川 勝 也
〃 補佐	石 橋 和 佳
〃 補佐	勝 浪 栄 次
産業観光部長	池 原 博 文
農林課長	芝 浩 文
〃 補佐	福 森 伸 好
商工観光課長	岸 本 俊 博
〃 主幹	仲 川 早 苗
〃 補佐	小 池 弘 悌

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第38号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 議第40号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 議第41号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- （2）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （3）行財政改革に関する事項について

(4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、全員ご出席をいただきました。昨日から参議院選挙も告示をされまして、非常に選挙色一色といったところでございますが、本日からまた期日前投票も始まったようでございます。この選挙からは選挙権が18歳に引き下げられまして、おおむね、何か聞くとところによりますと、市内では約800人ぐらいの方が新しい有権者になられたと、このように聞いてございますので、そういった皆さんも含めて、今回の選挙戦の動向が非常に今後気になるところでございます。

そんな忙しい中、公私ともにお集まりをいただきまして、過日、本会議で上程されました重要案件、本委員会に付されました案件を円滑にご審議いただきまして、適切なご判断を賜りますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

委員外議員のご出席がございましたので、ご紹介をさせていただきます。白石議員、増田議員、内野議員でございます。

あわせて、一般の傍聴の取扱いについてもお諮りをいたしたいと思っております。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室を許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 それでは、発言をされる場合は挙手をいただいて、指名をこちらからさせていただきます。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただいて発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、電源を切るか、マナーモードにご協力をお願いいたします。

それでは、次第によりまして、本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思っております。お手元にたくさん資料がございますので、それを見ながらご審議をいただきたいと思います、このように思います。

それでは、まず最初に、議第38号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の安川でございます。

それでは、ただいま上程の議第38号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年4月8日に公布、施行されたことに伴い、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部の改正を行うもので

ございます。

それでは、お手元の新旧対照表、議第38号の方をあわせてごらんいただきたいと思います。新旧対照表におきましては、左側が改正前、右側が改正後の内容で、赤字アンダーラインが修正箇所となっております。

まず、1 ページの方をごらんいただきたいと思います。第4条におきましては、候補者が選挙運動期間中において選挙運動に使用する車両の借り上げ等の上限額が規定されております。候補者の選挙運動に使用する車両の借り上げ形態につきましては、タクシー会社との契約に基づく場合とタクシー会社との契約に基づかない場合の、この2通りがございます。候補者の1日当たりの公費負担額について、それぞれ上限額が規定されておまして、第4条第2号のアにおきましては、タクシー契約に基づかない場合における車両の借り上げ等について、1日1台、1万5,300円を1万5,800円に、また、第4条第2項のイでは、1日当たりの燃料代の上限額7,350円を7,560円に、それぞれ引き上げるものでございます。

続いて、新旧の2 ページの方をごらんいただきたいと思います。第8条におきまして、選挙運動用ポスターの作成に当たり、1枚当たりの作成に係る限度額が計算式により規定されております。当該ポスターの作成単価として、規定価格510円48銭が525円6銭に、また、加算額としての30万1,875円が31万500円に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則1におきましては施行期日を、また、附則2におきましては適用区分をそれぞれ規定するものでございます。

以上が、本条例の改正内容でございます。どうかよろしく願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、次に、議第39号、葛城市税条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、今回上程になっております議第39号、葛城市税条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例案につきましては2条建てでございます。まず、第1条の葛城市税条例についてご説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず初めに、個人市民税、法人市民税に係る延滞金の計算等を見直す改正でございますが、通常、延滞金は納付期限の翌日から実際の納付日までの日数に応じて計算されますが、当初の申告書が提出された後に、納付すべき税額を減少させる更正があった場合には、当初から正しい申告がなされた場合に比べ税負担が増加することとなります。そのため、今回、個人市民税と法人市民税に関する第43条、48条、50条につきまして、延滞金の計算の基礎となる期間から、新旧対照表に示しました期間について控除することを趣旨として改正を行うものでございます。

それでは、お手元の議第39号、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらに関しましても、左側が旧の分で、右側の新しいところが改正案でございます。まず1ページでございます。第10条では、第3項中、第9条を前条に改める文言訂正でございます。また、第19条の見直しにつきましては、句点等の文言訂正でございます。

次に、2ページの方をごらんいただきたいと思います。納付期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金に関する第19条につきましては、後ほど説明いたします第48条の法人市民税に係る申告書に関する経過期間を示した第5号と第6号を追加し、当該部分を第2号及び第3号から一部削除するものでございます。

次に、3ページの方をごらんいただきたいと思います。普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収に関する第43条につきましては、本文中の文言改正に加え、納税義務者が修正申告を提出した場合の経過期間に関しまして、一定の期間を控除して延滞金を徴収する旨を示した第4号が新設されております。なお、控除する一定期間とは、各納付期限の翌日から減額更正に基づく納付通知書が発せられた日までの期間と、国の税務官署が納付すべき税額を増加させるような更正を行った場合の減額更正に基づく納付通知書が発せられた日の翌日から、増額更正に基づき変更された納付通知書が発せられた日までの期間を示しております。

次に、6ページからの、法人の市民税の申告納付に関する第48条につきまして、本文中の一部改正に加えまして、法人が修正申告書を提出した場合の経過期間に関して、一定の期間を控除して延滞金を徴収する旨を示した第5項が新設されております。この一定期間につきましては、当初申告書の提出に基づく税額の納付があった日の翌日から減額更正の通知をした日までの期間と、減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間を指しております。なお、第5項が新設されたことにより、改正前の第5項及び第6項の項ずれがここでございます。

次に、8ページに移りまして、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続に関する第50条につきましては、法人市民税の納税者が納付の告示を受けた場合に、第48条に基づき発生し

た不足税額を指定された期限までに納付しなければならない旨の条文であります。第48条と同様に、本文中の一部文言改正に加え、延滞金の計算期間の控除に関する第4項が新設されております。第4項の改正内容は、第2項において減額更正があった場合に、減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書に係る更正の通知をした日を控除すること以外は第48条と同様でございます。

続きまして、固定資産税に係る改正でございます。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例において、新たに特例率を市町村の条例で定めるものでございます。新旧の11ページの方でございますが、附則第10条の2、第4項中、附則第15条第2項第6号を第7号に改めるのは、地方税法附則の号ずれによるものでございます。

次に、第6項の次に、以下の特定再生可能エネルギー発電設備についての5項を加えます。まず第7項では、認定発電設備でなく、かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている太陽光発電について、市の特例率を3分の2とするものでございます。

第8項では、風力発電設備に係る市の特例率を3分の2とし、また、第9項の水力発電設備、第10項の地熱発電設備、第11項のバイオマス発電設備につきましては、市の特例率を2分の1とするものでございます。

なお、第7項から第9項の追加により、改正前の第7項から第9項は、12項から14項に項ずれするものでございます。また、第14項の次に第15項を加え、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において、国土交通省の認定を受けた誘導認定事業者が取得した公共施設等に係る市の特例率を5分の4とするものでございます。第10項につきましては、第16号に改める項ずれでございます。

なお、平成28年4月1日以降に取得された固定資産税に対して課すべき平成29年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

続きまして、13ページの方をごらんいただきたいと思います。

こちらは、第2条といたしまして、葛城市税条例の一部を改正する条例、附則第6条中の一部を改正するものでございます。改正後の附則第6条第7項中、「葛城市税条例」及び「掲げる同条例」については文言改正でございます。また、同項の表中、第19条第3項の項中でございますが、第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く）に係る分の内容につきましては、旧三級品の製造たばこに係る特例率を、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に廃止する改正についての規定の、葛城市税条例の一部を改正する条例の附則第6項に規定しておりましたが、先に説明いたしました葛城市税条例の第1条関係で、第19条第3項中の削除部分と同様に、この部分を削除する内容でございます。

また、附則第1条におきましては、施行期日について規定し、附則第2条では、市民税に関する経過措置の規定を、また附則第3条では、固定資産税に係る経過措置を規定するものでございます。

以上で、葛城市税条例等の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論も終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することと決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案に対する提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いします。

ただいま上程されております議第40号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により、中戸地区の公園整備工事が平成27年度末に完了いたしましたので、本条例別表に中戸公園を追加するものでございます。公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論も終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、次に、議第41号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

てを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託とされておりますので、本委員会に関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第41号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。平成28年度葛城市一般会計補正予算（第1号）でございます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億6,162万7,000円といたすものでございます。また、第2条では、地方債の補正をいたすものでございます。なお、補正予算につきましては、分割付託されておりますので、当委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。補正内容としまして、起債の目的が防災対策事業で、補正前の限度額を新たに1,660万円追加いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書の7ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳出の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は381万8,000円で、新地方公会計システム構築業務委託料と訴訟提起に伴います弁護士委託料の経費でございます。

続く、8目自治振興費では、補正額が563万8,000円で、公共バス再編に伴う運行準備委託料等に係る経費でございます。

続く、9目企画費では、補正額が824万8,000円で、空き家対策事業委託料などに係る経費でございます。

次に、2項徴税費、1目税務総務費でございます。補正額が484万8,000円で、ふるさと応援寄附関係業務委託などに係る追加及び減額の経費でございます。

8ページに移りまして、5款農林商工費、1項農業費、10目団体営土地改良事業費でございます。補正額が7,680万円で、測量設計等委託及び工事請負等に係る経費でございます。

次に、3項商工費、3目相撲館費でございます。補正額が127万1,000円で、空調機器に係る修繕料でございます。

次に、7款消防費、1項4目災害対策費でございます。補正額が356万3,000円で、災害時の物資購入に伴う経費でございます。

次に、9ページをごらんください。11款諸支出金、1項10目ふるさと創生基金費でございます。補正額は700万円で、ふるさと応援寄附による積立金でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。事項別明細の5ページをお開き願いたいと思います。

まず、11款分担金及び負担金、1項1目農林商工費分担金でございます。補正額が60万円で、土地改良事業に係る分担金の追加でございます。

次に、13款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金では、補正額が824万8,000円で、先駆的空き家対策モデル事業に対する補助金でございます。

次に、14款県支出金、2項4目農林商工費県補助金では、補正額が5,130万円で、団体営土地改良事業補助金でございます。

次の16款寄附金、1項3目ふるさと応援寄附金では、補正額が700万円で、ふるさと応援寄附の追加でございます。

次に、17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金では、補正額が2,936万8,000円の追加でございます。

6ページに移りまして、19款諸収入、3項4目の雑入では、補正額が180万円で、土地改良施設維持管理適正化事業に係る交付金の追加でございます。

次に、20款市債、1項6目消防債では、補正額が1,660万円で、緊急防災・減災事業債でございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。どうぞご審議よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 この企画費の空き家対策の事業委託料、これは国の100%補助ですけれども、その内容をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。

ただいま吉村委員の方からご質問いただきました企画費の空き家対策事業につきまして、その内容等についてご説明させていただきたいと思います。

その背景等についてご説明させていただきますと、平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法、通称空き家特措法というのが公布されておりまして、その中の第6条に、市町村は空き家等対策計画を策定することができるというふうにされております。この特措法に基づきまして、葛城市においても空き家の対策等について計画を立てていくというものでございます。

その内容について、今検討している内容について若干ご説明させていただきますと、やはり空き家等について、今、葛城市の方でもふえているという話も聞いておりますけれども、空き家について、今、政府の方でもおおまかに分けて、2種類と言いますか、通常の空き家と言われているものについて、その上に更に特定空き家と言われているようなものがございまして、倒壊等、著しく保安上危険となるようなおそれがあるものであるとか、景観を損なっ

ているもの、そういったものについては、必要な助言、命令、指導、そういったものを行った上で行政代執行による除却とか、そういったような重い措置であるとか、固定資産税の住宅地特例の免除をなくすということができるようになっております。

そういったものを実際葛城市の方で進めていくとなっていくとしても、実際にじゃあどういったところがその特定空き家、著しく景観を損なっているような状態になっているかであるとか、そういった法的手続がちゃんとされているかと言われますと、葛城市の方でも、そういった規定等についてはまだ十分に整備されていないところがございますので、そういった規定等の整備というものも、その計画の中でしっかりやっていきたいであるとか、もちろん葛城市に今どれだけ空き家があるのかといったところについても把握できていないところ、正式な数としてはできていないところがありますので、そういった現状調査、実態調査も含めながら、どういったところが空き家として認定されるのかといったところも検討しながら、必要な対策、検討を行っていきたいと思ってます。

もちろん除却だけではなくて、今ある空き家というものを利活用していくということが重要だと思ってますので、そういった、金融機関も含めて、いろんな方と連携を図りながら、葛城市にとっての空き家対策というものを考えていくという経費として、今回の予算を計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 内容はよくわかりました。それで、今言われていた特定空き家に限って固定資産税の免除とか、今のところはそうなんです。これからだと思うんですけれども、やはり壊してしまっただけで更地にしたら固定資産税が上がるということで、そのまま置いておられるところがすごく多いので、これは国の方針だと思うんですけれども、それを今のところは、言ったら防犯上本当に著しく、これは危険だとかいう分に限ってのことになっているんでしょうか。

朝岡委員長 本田企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。ただいまのご質問についてですけれども、基本的には特定空き家と認定されたものに対して、そういった固定資産税の住宅地特例が廃止になるというような部分でございますので、基本的に、市の方で、空き家の中でも特にそういった景観を損なっているものに対して認定と言いますか、そういったようなものをした上で、一応それまでに必要な助言とか指導、ちょっとお願いしますねということをしていただいた上で、それでもやっぱりちょっとご理解いただけない、対策をしていただけない場合に、そういった措置をとる可能性も選択肢としてあり得るということになってくると思います。

以上です。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 この空き家対策の早めの対策として、特定じゃなくても、空き家を更地にした場合に固定資産税が上がることにに対して緩和措置というものを国の方にお願ひして、それで早めの措置、もちろん利活用も必要ですけれども、利活用しないので取り壊したいけれども、これを更地

にしたら税金が上がるから壊さないんですというのはよく聞きますので、それをちょっともっと緩和措置として、国の方にもちょっと言っていたきたいなというふうな思いがします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 7ページ、自治振興費が、需用費、委託料、工事請負費と書いて563万8,000円増額をしてあるわけやけども、これはバスの運行の見直しということで、全てが委託、おそらく需要費、印刷製本も、委託という言葉を使ったらいかんのか知らんけど、業者の方へ発注されるのであろうというふうに思います。どういう内容にされるのかということと、それと関連でお聞きしたいんですけども、この3月の予算特別委員会、このときに文書広報費の中で印刷製本620万円ですか、増額されていた。なぜやと質問したときに、これは職員が病気で長期休暇をとるとか、いろんなことに対応ができないという説明があったわけで、それで、おかしいやないかという話であったが、まあまあそれでおさまった。

ところが、3月の最終日に職員の異動が出てきた。広報担当者が陸前高田に異動となっていた。ということは、そのときもう11月にそれが決まっていて、業者に発注するようになっていた。はっきり言ったらいいのに、それを言わないで、その職員が長期休暇をとったら支障が来すとか、そんな説明しといて、それでその職員が陸前高田に派遣になっている。それも一緒に答えてほしい。

それから、もう1点、ふるさと応援、この補助金があるわけやけども、この委託料652万3,000円、委託料やからどこか業者委託か何かされるんやと思うわけやけど、これだけの経費を使って、この700万円の寄附金が入りますよ、当初予算が500万円、合計1,200万円入りますよと、こう見込んでいるわけやけども、私がちょっとわからんのは、例えばこれだけの費用を600万円余りかけて、それでも寄附金が入ってこなくても、委託する以上は業者にこれだけの金を支払わなあかん。それだけのことをして、本当にこのふるさと納税を進めていって市町村にメリットがあるのかどうか。全国的にふるさと納税で何十億円の金が入ってきたということも、それは新聞やテレビとかで言われてるわけやけども、葛城市にもそれだけ入ってくる予定があるのかなのかどうか、よくわからんけれども、その辺の考え方を教えてもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 バスに係る補正予算の件で質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、印刷製本費120万4,000円でございます。これは前回の再編の際に乗り継ぎ場所や方法等がわからない、時刻表や路線図が見づらいというご意見をいただきました。これらの課題を解決すべく、乗り継ぎ方法、バス利用に関して詳しい解説をした冊子を作成したいと考えております。また、バス周辺の施設やスーパー、観光スポット等も紹介できれば利用促進につながるものと考えております。

それから、委託料でございます。423万9,000円、こちらの方が新設バス停留所、後で報告をしますが、8停留所9カ所の標柱作成、路線図・時刻表の標板の作成で201万6,279円、それから、ミニバスの行き先がちょっとわかりにくいということで、ちょっとマグネットでそ

の行き先がわかるようなものを作成したいということで、それが6万4,800円、それから、標柱標板組み立て撤去、それから、事前告知とか、今回はしていかなあかんということで、その事前告知とかに係る人件費が108万円、それから、バスの中で放送、音声合成と呼んでも、バスの中の放送の修正が107万6,976円でございます。

それから工事費でございます。工事費につきましては、若草台のバス停、東側のバス停です。こちらの方、現状、多分約1.5メートルの鉄板1枚を側溝にふたをさせていただいてバス停としています。こちらの方、やはりちょっとそれでは危険やということで、もう1枚ふたをさせていただきたいということで計上しております。バスの関係は以上でございます。

それから、先ほどの広報費の分でございます。そのときは確かに病気とかも言いましたけれども、人事異動で引き継ぎとかができない場合というのも、例としては言ってたと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村税務課長。

吉村税務課長 税務課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員さんの質問でございますが、ふるさと応援寄附の業務委託料の内訳についてご説明をさせていただきます。まず、固定費といたしましては、そのウェブサイトの利用についての初期費用、それが3万円。それから、ウェブ上で寄附金を募ることができることになる時期が、ちょっとはつきり、まだ今の時点では確定しないんですが、10月の開始と見込みまして、月額費用が3,500円の6カ月分、それから、あとそのウェブサイトの利用料という部分がございます、これは寄附金額の8%というところで出来高制という形になっております。

それ以外に、返礼品につきましても、委託先に全てお金を渡しまして、委託先からの業者への支払いということを想定しておりまして、その費用が総額で540万円となっております。この費用につきましても、寄附金額に応じまして増減いたしますので、すなわち、この650万円の金額が契約と同時に必要というわけでもなく、実際の寄附金額に応じて減額をされると。ふえれば追加補正ということも想定はできますが、今の時点で1,200万円程度の寄附金を見込んでおります。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 自治振興の方で説明をしていただきました。自治振興の方で、今説明を聞いたら、文書広報費、私の言いたいのは、予算編成する段階で、こういうことが決まって予算編成しているということをはつきり言ったらいいと思ってるわけや。病気やとか、それは言わされてると思う。予算の段階ではつきり言われへんのはわかっているが。議員に対しての説明には余りにもえげつないと思う。

それやったら、名前を言わないで、例えば陸前高田なら陸前高田、熊本なら熊本、派遣せなあかんねんと。そうやってきたら広報担当する者がいない、そやから委託するねんというのなら、まだ話がわからんこともない。そやけど、病気やという理由で説明されても、どの職員であつたっても病気は皆なるねん。そやからはつきり陸前高田へ派遣すると言ったらいい

い。

議会の最終日の日に言われて、陸前高田へ派遣すれば誰が考えたって、もう引継ぎもできない。そんな理由で説明されてもおかしいのと違うかということを私は言っとるわけや。今さら言ってもしやあないんか知らんけどや。

それと、今のふるさと応援の答弁は、一応ウェブサイトで委託はするけども、いわゆる精算というのか、出来高でやっていくということなんですね。

もう1点聞きたいのは、私、よくわからんのやけど、こういうやり方をして、本当に、これは見込みであって確定はできへんかわからへんけども、1,200万円に近い金が入ってくるのか、その辺をちょっと知りたい。聞かせてもらえるか、そういうことです。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの文書広報費の関係の件でございます。今補正予算には全く関係ないわけですが、その中で原課の要求につきましては10月、11月と、予算過程につきましては1月、2月には査定を行ったわけでございます。陸前高田の派遣が決まりましたのは3月議会中でございます。その中で組ませていただいたものでございましたので、意図的にこういう計上をいたしたことはないということだけを答弁しておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 吉村課長。

吉村税務課長 税務課の吉村でございます。

その1,200万円も本当に入るのかという問いでございますが、まず最初に、平成27年度分の申告内容を精査いたしまして、葛城市在住の方が他の地方公共団体へどれだけ寄附をされているのかというところを精査いたしましたところ、平成27年中に葛城市以外に寄附された寄附金額、金額ベースで2,665万円ほど市外の団体に寄附をされております。そのことに伴いまして、市税の市民税の税額控除を適用したものが1,158万円強ございました。参考に、平成26年中の同様の金額を算定いたしましたところ、金額ベースで574万3,000円、それから税額控除の影響が220万円程度ということでございます。

平成26年中につきましては、そんなに大きな額でもないかというふうに思っておったわけですが、平成27年の寄附状況を精査いたしますと、ちょっと看過できない状況でございましたので、どうすれば葛城市により多く寄附をいただけるかというところを検討いたしましたところ、各団体での調査、いろいろな調査等を見ますと、さすがに、やはりウェブサイト上で寄附金の決済までできるということが寄附しやすい環境になっているという調査結果も出ておりましたので、ウェブ上でのクレジット決済並びにコンビニ決済を採用するよう、ウェブサイトの利用を検討したわけでございます。

実際に1,200万円入るのかということでございますが、直近でウェブサイトに参加をされた団体の、平成26年上半期と平成27年上半期のふるさと寄附の伸び率を見ますと、全国平均では3.89%の伸びであるのに対し、ウェブサイトを利用された団体につきましては5%強の伸びを示されておりました。県内でもかなりウェブサイトを利用している団体が増加してきている状況でございますので、本市におきましてもこの制度を導入することになって、

今回の補正となったわけでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 一応、ふるさと納税につきましてはわかったというか、かなりの金額が寄附されているということがわかったわけでございます。その辺につきましては、できるだけ努力をお願いしたいというふうに思います。

それと、文書広報費、今、生野副市長から話があったわけやけど、3月中にわかってんと言ふのなら、理屈のこね合いをしてるのと違うけども、予算特別委員会はいつやったんや。

3月十何日やろ。そのときには既に決まってたわけやん。それやったらそのように何で言わへんねんということや。

(発言する者あり)

岡本委員 何に関係ないんや。予算で言わんとどこで言うの。はっきり言ったらいいのと違うんかと私は言ってるわけや。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 これは通常業務をどうしていくかということの話をしてるので、そこにいる人間がどこに行くから、このお金が要るんですという話をしてるわけでもないわけです。それを陸前高田にその人間を派遣するからという話では、全く関係のない話で、この人間が異動するからこのお金が要りますねんというような話をした覚えもないし、通常業務の中でこういう仕事を、職員だけではなく委託をするという形の中でしていただくという話をしたというふうに思っておりますので、その人間が異動、陸前高田に派遣するからこのお金をつけたいとかというふうに曲解されると、誤解を生じてしまうということで訂正願いたい。

朝岡委員長 ちょっとほかの人に1回かわりましょうか。なかったら言っていた方がいいですから。ほかに質疑はございませんか。

ないようですから、じゃあ岡本委員。

岡本委員 私、名指しでどうのこうのと言ってるのと違って、説明の段階できちっとしてくれたらいいと言ってるわけなんです。今はたまたま陸前高田が書いてあったと言ってるだけであって、それを言っただけのことです。

それと、この前も、私、言わなかったけども、県内でどれだけの市町村が委託を出しているのかということと、前にも、私、言いました。この広報というのは、職員が一生懸命葛城市のPRをする、これが1つの大きな目的である。それを業者委託に出してやっていっていいのかどうかということも予算特別委員会で言いました。誰も耳傾けなかったけれど。

今でもコンクールがあると思います。やっぱりその中で、奈良県でもどこぞの市町村は優秀な広報やって、皆、新聞に載っていました。それだけ職員が一生懸命になってやる仕事やから、私、やかましい言ってるだけのことなんです。誰も、陸前高田にやったからどうのこうのって、それは言葉のあやか知らんけどやな。だから予算で、今、生野副市長が3月に決まりましたと言われましたが、予算要求というのは11月にするわけや。そのときにどこかに委託出すということは、これ、担当課から上がったかどうか知らんけど、人事異動からと

られてもしょうがないのと違うのかということを、私、言ってるだけのことや。この件についてはこの辺で置いとくけどやな。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 基本的な考え方のところがひょっとしたらちょっと違うのかもしれないですね。広報は職員が一生懸命、市の仕事とか中身を市民に伝えるのが仕事やというのは、ちょっと私の考え方と違うんです。広報というのは、葛城市で市民にお伝えしなければならないことを的確に、たくさんの方の市民に見ていただくために存在をするものであらうと思います。それを職員が一生懸命やらんなあかんというのはどこにも書いてないし、たくさんの方にやっぱり読んでいただかないといけないというふうに思っておりますから、だから、当然職員もそこに携わるということは必要だと思いますけれども、専門家ではない職員にどこまでの負荷をかけるのかというのは、その市その市の考え方によるものだというふうに思います。

より多くの方々に読みやすい広報をつくっていくというのは、もうその考え方は一緒やと思います。それを職員だけでやった方がいいやんかというのは岡本委員の考え方で、職員も含めて、職員以外の知恵を入れながら、より読みやすいものをつくっていけばいいんじゃないかというのが私の考え方で、そこにちょっと考え方の差が生じているんじゃないかなというふうに思ってます。でも、やらなきゃならないことというのは同じだと。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 私の言いたいのは、それは何も業者に委託したらあかんとかいいとかは、別に置いとくとしても、職員に負荷かけるとか、かけやんとか、そんなの関係ないのと違うと思います。与えられた仕事をするのが職員。それは職員がこの市内のことを一番よく知ってるわけや。例えば大阪の業者かどこか知らんけども、それは勉強したらそれでいいのかわらんけども、やっぱり市長が言うように的確に住民にいろんなことを示していく、知らせていく、やっぱり職員が一番いいのと違うかと、だから私が言ってるだけのことです。

それやったら、県内でどれだけ広報、民間委託しているところがあんねん。国の方で言う民間委託、これも大事です。何でもかんでも民間委託していいというようなものでも何でもなし。経費の問題もある。ただ600万円で済むのが、1,200万円かかるわけや。職員にそれが負荷かけるのかわらんけども、やっぱり儉約できる、そういうところで儉約していったらいいのと違うんかということを、私、言ってるわけや。

それは委託しなければならないものは、それはしていかなければならない。税金をいただいて、全て事業をやっています。何でもかんでもぼっぼぼと金出していく。何も無駄遣いしてるとは言いません。そやから、できるだけやっぱり職員もそういう気になって、できるところは、儉約するところは儉約していく、こういう姿勢を示さないとあかんので、私、言ってるだけのことです。それは市長から見て600万円、何をやかましいこと言ってるのかと思うのかわかりません。そやけど、普通の人間は600万円と言われたら、なかなかそんなもの大金です。私はそやから言ってるだけのことなんです。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 市のことは職員が一番よく知ってると思います。もちろん、市内在住の職員もおりますし、

ここで仕事をしておりますから、市のことはよく知っていると思いますけれども、市の職員が情報を的確に伝える方法にたけているとは限らない。

(「そんな議論を」の声あり)

山下市長 議論じゃなくて、広報というのは伝えて何ぼじゃないですか。

(発言する者あり)

山下市長 これは委員会ですよ。根本的な話です。広報というのは、住民に伝えて、どれだけ伝わるかということを考えてつくっていかなければならない。職員の方が一番よく知っているのは、それはそうです。でも、職員は広報の、広告宣伝の勉強をしてきたわけでもないわけです。いや、多分その感覚が違うんだと思うので、お互いわかり合えない部分だと思いますけれども、できるだけたくさんの方々に市が伝えたい情報を伝えていくのが広報の役割であると思いますから、より伝わりやすい方法を考えていくというのがまず1つ。

そして、私は何でも委託、委託といって職員を削減してやってるということじゃなくって、これは根本的な話ですけども、職員を1人採用して、35年から40年働いていただきますけれども、生涯その職員に対してお渡しをしていく給料であったり、福利厚生費であったり、退職金、これは2億5,000万円から3億円ぐらい払うわけです。給料だったら年間350万円、400万円という形になるかもわかりませんが、年間400万円の給料の職員に任しといた方が安いよんかという言い方になるかわからへんけれども、例えば2億5,000万円、これ、40年働いていただいて、割り戻していくと1年600万円になるわけです。600万円強になるわけです。1人の職員をそこに張りつけるというだけで600万円強のお金がかかるということも、これは計算の中に入れとかなきゃいけないことだと思います。

いろんなことを考えながら、より住民にいろんな情報を伝えていける方法ということを考えて、このような選択をさせていただいたということでございます。

朝岡委員長 関連してるんですか。

阿古委員。

阿古委員 言ってることはわかりますねん。じゃあ、今の広報の入っている業者というのはどんな業者か、まず聞かせてください。そやから、そういう能力がある、そやからそういう業者を選定したということでしょう。そうやったら、どういう経緯でその業者を選定したのか、それをまず聞かせてもらえんと、今言ってる市長の趣旨が理解できへん。ちゃんとした業者を選定したんですか。どういう業者を選定したの。まずちょっと聞かせてください。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 業者決定の経緯でございます。こちらに関しては、以前とも同様に市内業者、全部に指名という形をお願いをして、入札で選んだという形になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 市内業者と言ってるけど、どういう業者か言ってください。

朝岡委員長 もう一度答弁し直しやね。

岩永課長。

岩永企画政策課長 訂正いたします。入札方法は先ほどのとおりでございます。条件の方にはデザインの方、委託でやらせていただくという条件はつけております。そやから、そういう能力のある業者ということで、要件の中には入れております。アメイズという会社でございます。以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 会社名だけ聞いてもわからないわけで、アメイズさんというのは、全然実は聞いたことがない業者で、どんな業者かわからない。そやから、それだけの能力があると言ってるのであれば、どういう業者かというのを聞かせてほしいと言ったんですよ。というのは、聞いたことないというのが、市内にはいろんな業者あります。そのアメイズさんって、指名業者にいつ登録されましたか。聞いたことないというのは、そこなんですよ。市内の業者、いろいろありますやろ。市内の業者でそういう実績を持ってるところとか、そういう企画力があるところやというので、それで入札したというのはわかるんです。そうやったら、このアメイズさんというのも、一体何月に登録され指名願を出されましたか。

朝岡委員長 少し時間もたってまいりましたので、休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時45分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほどの阿古委員に対する答弁から、答弁を求めたいと思います。

生野副市長。

生野副市長 平成28年度の葛城市広報紙印刷製本業務の、まず最初に仕様についてご説明を申し上げます。本来の仕様と、平成28年度から委託業務の内容が変わってる部分だけを申し上げますと、葛城市が提出した、葛城市の職員が取材等をいたしました資料、それに基づきまして紙面構成案及び原稿に基づく、先ほど言いました、原稿というのは葛城市の職員がつくっておるわけでございまして、原稿に基づく広報紙面のDTP作業、デザイン等でございます。ただし、DTP作業には、今までと同じなんですけども、校正なり納品等がその他で入っておるわけでございまして、これに基づきまして、市内の印刷業者9社あるわけでございまして、9社を業者選定委員会で指名業者として決定をいたしております。

今回落札いたしました株式会社アメイズにつきましては、この指名願につきましては、平成28年、平成29年の指名願をいただいた会社でございまして、指名願即指名をいたしておるわけでございますが、物品役務に関しましては、以前より、従来より市内で指名願が上がった部分につきましては、市内業者ということで指名を行っております。なお、ご参考に、工事等に絡む建設業に伴う分につきましては、指名願が出た時点で県ランクがある業者につきましては、1年間の待機をいただいております。

なお、入札価格につきましては、ページ単価で入札を行っております。予定価格といたしましては、1ページ2.61円の予定価格でございました。この業者につきましては、1ページ当たり1.99円で応札をいたしております。なお、ご参考に、2番手の業者につきましては、2.05円ということでございまして、0.51円の差があったわけでございます。

以上です。

朝岡委員長 この件について。

阿古委員。

阿古委員 完全に答えてくれてないのやけども、登録されたのはいつかと聞いたんですよ。平成28年の何月なんですか。

(「2月末の指名願の受け付けまでに」の声あり)

阿古委員 今、意見だけですよね。質問は認めないんですよ。そのやり方はこの間の予算特別委員会でも。これは話題になってなかったことやからね。今言ってる職員さんの話は話題になってるけど。まあ、認めないと言ってるんやから、そうしときますけども。

まず、取材は職員さんがするんですね。それで、デザイン、構成だけ業者さんがやるんですね。それだけですか。取材も、私、業者さんがするのかなと思っていました。それやったら、その構成だけやる手間だけ従来とふえてるだけですか。取材は職員さんがやられるんでしょう、写真を撮ってきて。それで、粗原稿を多分書かれるのかな。粗と違って、多分原文を書かれるんでしょうね。それを業者さんに渡すんですよ。今の説明で言ったらそうですな。紙面構成、デザインをやるのはアメイズさんということですか。従前とそんなに変わるんですか。

それと、今の話を聞いていて、2月に登録されたところが落とされてるんですな。その業者さんの住所やとか、どういうことをやってるかとか、会社事務所がどこにあってというのは、多分請求したら出てくるんやろうと思うけどもね。何か市内でやるんやったら、やっぱりずっと詳しい、何というかその土地に、今までから貢献しているというか、いろんな情報を蓄えている業者さんが落とされるんやったらわかるけども、2月に申請して、その業者さんが即落として、それで広報紙、それも職員さんが取材して、写真撮ってきて、それで構成だけやりますねん。それで年間1,200万円、1,300万円あったかな。当然印刷代も含まれての話やろうと思うけど。

ちょっと何か違和感ありますね。その落とされた業者さんがどういう形で落とされたか知らんけど、その願いを出された時期も含めて、ちょっと違和感がある。それと仕事の内容についてもね。それで600万円やって、いいお金ですね。それが職員の仕事の軽減になるのか。意見だけやと言ってるから、意見だけにしときます。非常に違和感のある事例やと思ってます。

以上です。

朝岡委員長 それでは、引き続き、ほかの質疑に入ってまいりたいと思います。この件以外で、本補正予算に対する質疑はほかにございませんか。

阿古委員。

阿古委員 バス再編に伴う運行準備委託料423万6,000円、それと製本費120万4,000円。まず、この再編に伴う運行準備ということなので、その経緯をまず聞かせていただきたい。それと、その経緯を聞いた後で、それやったらいつからそれを再編するのかというのを聞かせていただきたい。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 まず、再編の経緯でございます。これは道の駅かつらぎがオープンするに伴うバスの改編に伴って、平成28年2月15日に再編いたしましたバスについて、地元とか、市民様、利用者、いろんな方からいろんな要望をいただきました。それを精査させていただいて、この機会に、どっちにしても国に許可をもらうことでございます。この機会に地元の要望とか、あった内容を是正するための改編ということで、今回計画をいたしました。道の駅かつらぎのオープンに伴ってということになりますので、再編日は、そのオープンと同日というふうに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 まず、道の駅かつらぎの話、これはオープン時期はまだ決まってないからわからへんという話ですな。それから、今の公共バスをやり出したのは今年の2月15日ですよ。そうすると、今で3月、4月、5月、6月を入れていいのかわかりませんが、データの的には、どういうデータをお持ちなんですか。再編するに当たっては、例えば乗降客がどうなっているのかとか、そういうデータを分析された上で、後の調査案件で、資料が出てくるのだと思いますが、この資料を出すに当たって、今言ってる検討のやり方というのは、どうなっているのかというのを聞きたいんですよ。

わずかこの3カ月の間に、どう何を分析して、どうしなければだめなのかという話なのか。それと、例えば、市民の人がここにバス停欲しいと要望されて、言われたらすぐそれを変えるというわけですか。何人の人がどう言われたら変えるのか。それとも、誰かが言われたら変えるのか。その基準が、そやから検討はしていかなあかんと。そやけども、それに至る準備というか、その検討の方法を決めておかないと、また改変するとすると、やったら、またすぐ変えるのか。これは今、製本費と、それと準備金だけで百何十万円と四百何十万円か。5、600万円かかるんですね。

そやから、それだけのお金を使うのやったら、使うだけの検討を、やり方とか時間とか、そういうふうなものをちゃんとしとかないと、やって、また何か言われて、何カ月後かにまた変えますねんという話をするわけですか。その辺が物すごく不安なんですよ。補正予算の後の調査案件の資料が、ちょっと机の上に置いてあったからね。そうすると、いろいろ書かれてるから、それはまたそのときに言いますけども。

今、予算で出てきてる部分で。そうやったら、また何カ月後かに具合が悪くなったら同じことをやるんですか。これ、再編して。それやったら、2月からですよ。3、4、5。多分かかったんのやから、1カ月ぐらいかかっているんですよ。6を入れたら4カ月ほどですわ。その辺はどういう過程でこういう形になったのか。今おっしゃっているのは、市民の方からの要望があって、バス停を。じゃあ、具体的に、それやったらその要望というのはどういう形式をとって要望があれば変えてもらえるのか。基準はあるんですか。例えば市民の方が何人か、署名でも集められて持ってきたら変えるんですか。それとも、ある人が言われたら変えてくれるのか。その辺の基準というのはどうなってるんですか。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 阿古委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、バスのいろいろと改編をするというのは、先ほど岩永課長が申し上げましたとおり、今回、道の駅かつらぎに、このバスの発着場をつくると、新たに路線の中にそれを入れるということで、路線を大幅にいじっていかなきゃならない部分が出てくるから、今回させていただいておりますけれども、今回初めて幹線通り沿いで、環状ルートと、それに接続するルートというやり方で、初めて葛城市として取り組んだバス路線でございますけれども、実際に走らせてみないとわからなかったことというのも当然出てまいります。

だから、何人が言ったから、これがいいかとかというんじゃないで、実際には、一番最初、当初は各大字に最低1カ所ずつぐらいは停留所はつくっていきましょうよというお話を聞かせていただきました。その後、大字懇談会も、私、全大字を回らせていただきましたし、その中でさまざまな質問もいただきました。中には、大和高田市の市民病院には行けるけれども、済生会には行けないんじゃないかというお話もありましたけれども、それに対しては、実は大和高田市の市民病院は、前の路線が、奈良交通が走らせていた路線が市民病院に行っておりまして、その路線が廃止になったので、ここまで行けるようにいたしました。

ただ、済生会御所病院に対しては、もともと奈良交通の路線が通っているから行けないんですというお話をさせていただきました。そうすると、じゃあそこに行けるように、奈良交通のバスに乗れるように、乗り継ぎがしやすいような方法とかいうのは考えられるのかとか、新たなお話もいただいたのが、この大和高田市の市民病院に対しても、バス停から道路を渡らないと市民病院に入れないとかいう話も出てまいりました。実際に運行をしないと、皆さんのお声が入ってこなかった。

うちの職員も何日もバスに乗らせていただいて、そこに乗車されてるお客さんのお声を聞きながら、実際の運行状況等を確認させていただいて、お話を収集し、そして、葛城市の今回改定するというのはなかなかそうそうできるものではない、今、阿古委員がおっしゃったように経費がかかる話ですから、だから今回、しばらくしなくてもいいようにしっかりと話を聞き込みしながら、葛城市で公共交通の協議会をいうものを何回か開かせていただいて、その中で協議員の皆様方からもご意見を頂戴し、それもあわせてご了解をいただいて改定という形になったわけでございますので、1人2人からとか、10人からとか、誰々から言われたからということじゃなくて、今運行している中でのお声を聞いたりとか、利便性等を考慮しながら、実際に乗っておられる方々や、そういうお声を聞いて、今回の改定に至ったという形になっておるところでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 別に具体的に聞いたわけと違うけども、そういう言い方されると聞かんなんのかなと思います。じゃあ、まず協議会というのは何遍開かれましたか。今のこの改定に当たって。それと、職員さんが乗って調査されたと言うから、何回調査されましたか。それをまず聞かせてください。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 協議会の回数でございます。こちらに関しては、平成28年5月24日開催分と6月15日開催分の2回で、改変のお話をさせていただいております。

それから、バスの乗車調査というのは、ちょっと今は詳しい資料を持ってませんけども、私の記憶では、1週間ぐらい一緒に乗ったりとかさせていただいたりとか、あと、いきいきセンター、ゆうあいで、利用者に直接聞いたりとかいうことはさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 協議会で、2回と言われてるけど、6月15日は、多分これで行きますけどもという了解をとられるための協議会ですやろね、その資料の出方からするとね。そうすると、実際5月24日に改変しますよという話をされて、それで、もうその中ではどうのこうのという、もう話がある程度決まってたんやろなというのは推測できますね。

それで、さっきも言うように、改変作業というのは、もうちょっと丁寧にやるべきやと思いますよ。それであれば、乗車されてるのが実際に何人ですのとか、そんなデータも当然お持ちなんでしょうね。何月はどこのルートが何人使われた、時間帯、何人使いましたみたいなデータがね。そういうようなものをちゃんと分析した中で変更が出てくるんだったらわかるんやけども、余りにも、今さっき言ったように、2月15日ですやろ。それで今は6月23日ですか。出てくる期間が短すぎる。そやから、本当にデータ分析ができていいのかと疑問に思います。

そやから、大字懇談会とか、行ったときに話を聞きました。それでじゃあ即改変なんですか。そやから、一定の手続をちゃんと踏まへんと、予算が伴うことですのでもうちょっと丁寧な形の経緯をとらないと、またどういう形にしてもクレームが上がりますよ。上がったら、それでまた懇談会に行って、いや、こうですねんと言ったら、また改変かという話になるからね。そやから、その辺はちゃんとしたやり方を、そのデータの集積もちゃんとやって、それでやっていかへんと、行き当たりばったりとは言わへんけども、非常にやり方としては、また改編をやらなあかんとかいう話になりかねないやり方をしているように思いますね。もう意見だけにしときますわ。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 病院の話が出まして、私も前に市民病院に行くのに、済生会は何でないんですかと言ったときに、路線を廃止したからということで、それを言ってるんですけども、先般の一般質問で藤井本議員が済生会との協定書の話をしましたよね。それを市民の方の中にも知ってる方がいらっしゃって、葛城市と協定を結んでいる病院なのに、何でそっちの方は行けへんねんという話をしてる人がいるから、それもちょうと、やっぱりこれから考慮してほしいなというふうに思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 先ほども申し上げましたように、奈良交通で既に24号線を通っているバスがございます。そこを、今、葛城市はワンコインで走るバスをそこまで走らせますと、奈良交通と競合する

形になるわけです。奈良交通としてはそれは認められないということで、向こうの方から断られているということでございますので、何も無いところに葛城市のバスを出していくということに対しては問題はないということですけれども、新たな路線をそこに民間の、忍海から済生会まで、どのくらいの料金がかかるのか知らないですけど、恐らく100円より安いということはないでしょうから、その路線をつくるということは、向こうの方としてはできないということで入らないということです。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 企画費の空き家対策、先ほど本田企画監の方から説明をいただきましたけども、需用費の内容、それから空き家対策で、いろいろ法律ができて、平成26年11月27日ですか、空き家対策推進法ができました。いろんなこれから調査をやっていきますよと、固定資産税の問題、いろんな説明をしていただいたというふうに思いますが、一応、この空き家対策で、調査も一番大事やし、あれやけど、最終的に、例えば公共で、いわゆる今度は代執行とか、そんな大きなことを言ったらあかんけども、取り壊しもできるというふうなことまではやっていけるという解釈でいいわけですか。それは市長の権限でやっていけると。それとも、いや市長だけやないで、もうちょっと上の機関に了解をとらなあかんとなっていくのか。その辺を教えてほしいと思います。

というのは、山間で、その勤め先が県外でたくさんの方が勤める人がふえてきて、お年寄りだけになってきた。そうになってきて、旦那さんが亡くなった。おばあさんが1人やと。草刈りもできへん。いろんな形で難儀をしている。それについて、子どもが勤め先の関係でどうしても、まあ東京だけやない、ほかの県でもやけども、親を引き取りますということになってきたら、空き家が出てくるわけやんな。それで10年後に帰ってきますとか、そういう約束があるのやったらいいわけやけども、なかなかそれも難しい。新しい家はまあ言ったら再利用というのかな、できるわけやけど、もう例えば築80年とか、90年とかになってきたら、なかなかそれも難しい。

今、古民家もいろいろと宣伝で利用される人も多くなってきたわけやけど、なかなかこの葛城市の地理的には難しいというような問題もあるのでね。その辺をどういうふうな形でできるのか、あるいは、この前の一般質問で出た空き家の利用をどうするのやと、例えばそういうふうな規約をつくって、空き家に人を呼びましょうとか、いろんなものが、アイデアがあると思うわけやけども、そういうふうないろんなことをこの機会にも調査研究してもらえるのかどうかということだけお聞きしたいというように思います。それと需用費の使い道をどうするのかわけをお聞きします。

それと、次に、8ページ、団体営土地改良事業。大きく7,680万円の補正額が出てきているわけやけども、細かいことは聞いても速記できないので後で聞かせてもらおうけども、聞いたのは、補助申請をして、今、内示が来て、それでこれだけの補正をしますということで上がってきたんやろうと思うわけやけども、ここに事業課の方もおられるので、例えば建設、都市計画において、もう今補助申請を出したものについては100%内示が来ているのか、あ

るいはまだ内示が来てない事業もあるのかということをもまず教えてもらいたい。

ということは、後の追加で補正が出てくるのはわかるわけやけども、内示が出ているのに補正が出てない、9月に補正しますねんというふうにならないようにしてもらいたいので、今もう内示出て、予算どおりになっているのか、あるいは予算に載ってないけども、今、内示が出る可能性がありますねんとか、国の12月補正、それに乗る事業がありますねんとか、わかってる範囲で、確定はできないと思いますが、それも教えてもらいたいと思います。

もう1点、災害対策。これも一般質問で出ていたと思うけども、このときに、いわゆる熊本県宇土市に飲料水とか土のうとかブルーシートとかを送った。それで備蓄が減ったので、補充をするために補正をするということやけども、今、この備蓄品の中で、例えば紙おむつの問題も出た。女性の問題も出てきた。トイレの問題も出てきました。検討しますという答えが出ていると思うんやけども、例えばこの予算の中で、当初はそれは見てなかったけども、今、一般質問に出ている品目の中で、例えば粉ミルクでも入れますわというふうになるのか、その辺をちょっと教えてもらいたい。

朝岡委員長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。ただいま岡本委員からのご質問についてご説明させていただきたいと思っております。

基本的に岡本委員のお見込みのとおりかと思っております。基本的に葛城市においても、特定空き家について認定をしていかなきゃいけないという中で、まずそもそも考えてみると、特定空き家の認定ってどうやるんだろうというところから始まってくるわけなんです。基本的には法律上いろいろ書いてるところではあるんですけども、そもそも市の勝手な、言うならば認識だけで足りるのかであるとか、もしかしたら、その特定空き家に認定されずと、下手すると除却されてしまうかもしれない、固定資産税の減免措置がなくなってしまうかもしれないという、やはり本人の財産権というところにもかかわってくるところだと思いますので、やはり慎重な手続も必要になってくる可能性もあるかと思っております。

例えば、そういった何か意見陳述の場を設けるであるとか、いろんな方が参加する中で、じゃあここはもういろんな条件からするに、特定空き家として問題ないよねというような機会を設けるとか、そういったようなものの手続面も、正直十分なところがないというのが現状でありまして、そういうところの手続面とかもしっかり整備していきたい、その中で、こういった要件に該当すれば、例えば水道のメーターであるとか、いろいろあると思うんですよ。築何十年たってるかとか、そういった固定資産税の情報とか、そういったものを使いながら、じゃあその家が本当に特定空き家でいいかなというところも、認める手続というのはしっかり整備していった上でやっていけるようにしていきたいと思っております。

やはり、そもそも特定空き家なり、空き家なり、認定するにしても、その端緒はどこかと言ってみても、市が見に行って調査するのか、それとも大字の区長さんから何か通報と言いますか、報告があった上で、じゃあ調査を始めましょうかといった、そういうふうな手続面もまだ十分ではないので、そういうところをしっかりと整備していこうと。

もちろん除却とかもそうなんですけども、ただ壊すだけではなくて、やっぱりうまく、岡本

委員のおっしゃってるように、活用もやっぱり図っていかなくちゃいけない。その中で、今持っている人も、例えば葛城市に戻ってこれるように活用を促していくであるとか、もちろん、今、家を持っていて、例えばご老人の方だけが住んでいて、もしかしたら5年10年すると空き家になってしまうかもしれないところについて、あらかじめ、言い方は悪いかもしれませんが、生きていうちから、そういった用途について考えていただくとか、そういったような機会を設けていくとか、そういったものをうまくやることで、未然に空き家自体が発生しないようにするような仕組みというのも大事だと今のところ思っていますので、そういうところをうまく仕組みづくりをしていければいいなというのを今検討しておりまして、そういったものについて、ある程度外部の方との委託料の中では、コンサルの方等も入れながら検討させていただく予定でございます。

また、需用費の印刷製本費につきましては、そういった空き家対策計画についての印刷製本費であるとか、そういった規定の面の整備といいますと、そういったもののガイドラインというものもあると思いますので、そういったものの印刷費というものを想定して予算計上させていただいてるところでございます。

ちょっと長くなりましたけども、以上です。

朝岡委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝と申します。よろしくお願いします。

今回の補正に上げさせていただいてます団体営土地改良事業費でございますけれども、これは全部内示がされておりまして、補正予算を通していただければ執行できるということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 この件についてはね。以前から今後についてというのもあったね。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。岡本委員からのご質問についてですが、ちょっといろいろありますので、1個ずつ言いますと、安心して移動できる快適な都市空間の整備ということで、防災安全事業、主に尺土整備事業とか、その辺の分につきましては90%、安全安心な道路構造物の保全整備ということで、橋りょう点検ですとか、橋りょう補修、こちらの方の補助金につきましては90%、観光振興と地域の魅力創造ということで、道の駅を初め、国鉄・坊城線等、一般的に社会資本整備と言っている部分につきましては92%の交付をいただいております。

続きまして、吸収源対策公園緑地事業につきましては、100%の内示をいただいております。こちらにつきましては、事業完了年度ということもありまして100%いただいているものというふうに理解をしております。

もう一つ、安心して健やかに暮らすための公園整備ということで、公園長寿命化、こちらの方の内示につきましても、100%の内示をいただいております。

あと最後に、立地適正化計画事業につきましては、委託業務だけの交付申請をしておりますが、こちらにつきましては内示費が20%という状況になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

今の岡本委員のご質問でございます。熊本へ搬出した以外に、一般質問でもありました女性向けのそういう備蓄品もないかどうかというご質問であつたと思います。一応考えておりますのは、生理用品90パック、また、新生児用のおむつ、乳幼児用の紙パンツ、乳幼児の粉ミルク、また哺乳瓶、そういうものを購入する予定、ちょっと考えております。よろしくお願ひします。

朝岡委員長 農林課の芝課長は、これは内示が来てるということですね。じゃあ、それで全部ですね。岡本委員。

岡本委員 空き家対策については、企画監の方からいろいろ説明をしていただいたところございまして、当分、協議会というのか、つくっていかれると思うんですけども、この田舎の葛城市の場合、やっぱり大字の区長さんが何でも一番よく知っているわけやから、その情報というのが区長を通じてしてもらった方が早いのではないかなというふうに思います。

いろいろと対策、意見陳述の問題とか、財産権の問題とか、いろんなこと、専門ということで考えていただいてるということやから、そういうことも踏まえた中でやっていただきたいというふうに思うのと、恐らく需用費、チラシ、宣伝チラシというのか、こういう事業がありますよと、例えば大字の方で、空き家なら空き家、あるんやったらここへ教えてくださいとか、そういう意味のことやと思うわけやけど、その辺もきちっと市民に理解できるような形でやってもらって、できるだけ安心なまちづくりというのか、それに努めてもらったらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、事業課の関係を聞かせてもらいました。今、農林の方では内示が出てるということで、一応予算計上したと、こういうことなんですね。今、土谷部長から聞いて、ちょっと私、理解できないのは、その90%とか92%と言ってるわけやけども、ということは、今、100のうちの90は来ているが、あとの10%は、また後で内示が来ますよと、こういう解釈でいいわけですね。ちょっと私もそんな解釈の仕方をしかけたわけやけども、その辺だけもう一遍教えてほしい。

今、災害については、早速、ここにいる議員さんが一般質問された内容を即、もう今取り入れて、ミルクも買いますよ、紙おむつを買いますよ、生理用品も買いますよと答弁されているけど、それを入れてこの金額で、例えば飲料水とか、そういうのも皆確保できるということですか。ということは、その分は何ぼか減らしてこれに回しました。こういう解釈をしたらいいわけか。その辺はどうなるの。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問については、現在申請しておりますのは全て交付金ということになっております。交付金の場合、補助金と違いますのは、補助金につきましては、申請した額が交付されるというわけですけど、交付金ですので、あくまでその上限という形、その中の交付率のパーセンテージということ

になっております。委員おっしゃるように、今、おおむね90%の交付をいただいているような状況でございますが、それが後ほど来るというものではございませんので、引き続き国等に要望していくということは行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

朝岡委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

先ほど岡本委員の質問の中に、この補正額で十分いけるかどうかという質問であったと思います。平成28年度につきましても、当初予算の方でその分予定しております。先に前倒しで必要な分、本来でしたら1月、2月ぐらいに購入する予定でございますが、前もって購入させていただきながらも進めていきたい、そういうふうに思っております。よろしくご理解いただけますようお願いしたいと思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 当初予算の方で計上しておりますので、そこで買わせていただいて、足らなくなった分というのはしっかり補充をさせていただこうと思っております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 もう災害対策、よくわかりました。

それと、土谷部長、それは補助金と交付金の違いはわかるわけやけどな。上げ足とってるのと違うで、悪くとらんといてや。今、90%交付金は、上限が決まっているのは、それはわかります。そやけど、私みたいな人間やったら、100%要望したが90%しか来てませんというふうに、とられるわけや。だから、いかに国や県と太いパイプがつないであるかということやと思う。いかに県・国に行っていないかというふうにとられたかて仕方がないと言ったら怒らんといてや。私はそう思っている。

例えば1億円の補助申請をすればどんなことがあっても1億円の金をもらう、これが基本であると思いうわけや。市長だけが東京へ行って交付金をもらいに行っているのと違うわけや。市長が一生懸命東京行って交付金をもらってきても、90%しかつきませんでしたと言われたら、市長、もっとしっかりしなはれと、何しに東京へ行ってますのや、遊びに行ってますのかと言われるかもしれませんよ。

そやから、もっと県と国と行き来をして、きちっとしたルートをつくらんと、どうも私が思うのは、県のパイプ、どうも詰まっているのと違うかなと思うから、こんな根性悪い質問してるわけや。

そやから、やっぱり補助事業をやっついこうと思ったら、土谷部長にこんな偉そうなことを言うのと違いますよ。国は何ぼでも金がある。しかし、市町村は金がないわけやから、補助金は予算に出した以上は100%国から獲得する。悪い言葉で言ったらとってくる、よその市町村をけとばしてもとってくると、こういう姿勢で事業をやってもらいたいと思うから嫌味を言っとるわけや。

そやから、私は何も土谷部長を責めてるのと違うけど、そういう気構えで仕事をやらわんと、事業が前向いて行かへんでということを行っているわけや。もう答弁は結構です

わ。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。岡本委員のおっしゃるように100%の示達を目指して、いろいろ要望活動を進めていくということはおもっと思えます。ただ、昨今の状況としまして、交付金に関しては、どこの省庁に対しても非常に厳しい状況というふうに聞いておまして、例えば奈良県ですと、各自治体の交付金の内示率、正確な数字ではございませんが、今年度と昨年度、大体おおむね4割程度の交付率というふうに聞いております。自治体の中には、その4割の交付金の中で1つの事業が成立しないということで、業務の実施をあきらめたり、事業の継続を断念したりというふうな状況にあるというふうに聞いております。

だからというわけではございませんが、その中で9割を獲得してきているというところにつきましては、まだそれでも努力が足りないということであれば、引き続き善処してまいりたいと思いますが、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 100%にとってこいと激励をいただいておりますけれども、聞いていただいたように、平成27年度、平成28年度、奈良県各市町村の交付率が4割です。そのところで90%以上とらせていただいて、それでも足らんやないかいと、努力が足らんというふうにおっしゃっていただいております。しっかり東京へ行ってでもというふうにおっしゃっていただいたので、しっかりと頑張ってみようというふうに思います。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 私の言いたいのは、そんな市町村の交付率がどうのこうの言っているのと違うけども、もっと言ったら、奈良県の交付金の前年度からの交付率が非常に悪いわけや。今言ってるように、土谷部長が40%とか言っとるわけや。それがこの葛城市は、今言った90%が、何もパイプなくともおりてくるわけや。私は、県にそれを言うわけや。市町村には、金がおりにきてるけど、県におりにきていないのは、どういうことや。私は高田土木にいつも行って言うことは、このことです。高田土木は金ありませんと言うけどな。そやから、今、市長、言われたように、何も私、嫌味を言ってるのと違うわけや。一緒懸命努力してることはよくわかるけども、しっかり補助事業というのは、予算要望出したら、正味100%に近いように努力してやと言ってるだけであって、誰も市長が努力しないとか、そんなこと言ってるのと違うということを私は、言いたいだけのことです。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案の関係部分を採決いたします。

それでは、本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号議案の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本会議に付託されました議案の審査は終了いたしました。

引き続き、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。お手元に幾つかの資料があると思いますけども、ごらんいただきながら。

それでは、まず初めに、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」の進捗についてを議題といたします。

まず、理事者から事業の進捗状況等についての報告を願いたいと思います。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。地域活性化事業「新 道の駅建設事業」のハード部分に關します現在の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、地域振興棟の工事状況の進捗状況につきましては、6月20日時点で進捗率95%ということで、建物の躯体の方は完成しておりまして、今、内装・外装の仕上げを行っているところでございます。電気設備、機械設備につきましては、取り付けが完了しまして、試運転及び調整作業等を行っております。エレベーターにつきましても、設置が完了しまして、試運転及び調整作業を行っているところでございます。

周辺整備の工事の状況につきましては、道の駅内の通路部分の工事を進めておりまして、道路の形態はおおむね完成しているような状況でございます。また、県道の拡幅部分の工事につきましては、施工箇所の北側部分の擁壁を施工しているような状況でございます。調整池工事につきましては、本体のブレースキャストの設置工事に着手しているような状況でございます。

続きまして、道路情報棟についてですが、平成28年6月11日付で工事の契約に至っている状況でございます。今後、新たな周辺整備、仕上げ工事等を実施しまして、オープンに向けて鋭意整備していくというふうに考えているところでございます。

ハード整備の進捗状況については以上の状況でございます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、道の駅に係るソフト部分の進捗状況についてご報告させていただきたいと思えます。農産物直売所の出荷登録につきましては、去年7月から申し込み受け付けを開始させていただいております。6月22日現在でございますが、市内の農産物の受け付け件数につきましては164件、野菜、米等が142件、切り花、果物等で22件となっております。また、市内加工品、工芸品等の受け付け件数につきましては54件となっております。また、市外の受け付け件数でございますが、現在、145件の受け付けとなっており、全体で363件の受け付けと

なっております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま、それぞれの進捗状況について報告をいただきましたが、これらのことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 道の駅の件で説明を受けたわけですが、道路情報棟、これ、6月11日かな、契約したという説明を受けましたが、この道路情報棟の入札についてはちょっと私も詳しいことはよく知りませんが、1回目、不落になっているわけやな。不落になった理由は、わかるのであれば、教えてほしいのと、再入札をやって、落札率が非常に高い、99.6%となってきたら、予定価格満額になってるみたいな感じがするんやけど、ここらはどうなっているのかということ、土木にしても、建築にしても、予定価格に対してそんな99%とか、今まで、私、よくわからなかったわけやけど、大体90%とか、舗装であれば、もう安いから85、86%とかなくなってきとるわけや。今までみたいに、そんな競争が激しくないというものの、大体92、93%ぐらいにおさまっている。これだけは99.6%もなってきたら、どういうふうになつとるんか、まずそれをちょっと教えてもらいたい。

それと、今、もう一つ言いたいのは、今、予算に上がってないのでわかりませんが、南阪奈とのオンランプの工事、今年の予算には上がってないし、今、オンランプの設計を出してると思いますが。この設計も、聞いたらパシフィックコンサルタンツが落としてるということなので、私も自分で調べていないので、よくわからんのやけども、どうも見てたら、随意契約になつとるようなことも聞くわけやけど、例えば不落で随意契約になったのか、当初から随意契約したのか、そこらもちょっと教えてほしいということと、オンランプの事業費がどの辺までいくのか。あるいはオンランプの費用がどれだけかかるのか。今現在18億円でスタートして28億円になっているわけやな。これから公園していかなあかん、橋桁かけていかなんと言ったら、私が初めに思っていた30億円だとまらへん。だから、どのぐらいになるのか、その辺もちょっと教えてほしいと思います。

それと、今、ちょっと私らの耳に聞こえてくる、指定管理者の指定管理料、赤字やとか黒字やとかいう話がどんどん飛び交っていつてるわけやな。大字懇談会でも市長も答弁しているようやけども、赤字になったら市長は補てんは、しません、こう言ってるから、それでいいわけやけどな。やっぱりこの道の駅事業も、何でもかんでもいいわいいわと、どんどん進めていくわけにもいかんと思ってるわけや。私はもう、凍結してくれということは言ってるので、おたくらにしたら気に入らんやろうと思うけども、どんどんどんどん、ふくらんでいつて、何ば費用がかかってもいいねんということでは困ると思うので、そこらをきちっと、もうここで止めます。これ以上金額は使いませんということは、やっぱり言ってもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、道路情報棟工事の入札の経緯につきまして、平成28年3月25日に第1回目の入札を行っております。5社指名をいたしま

して、総合評価方式で業者選定を行う形になっておりますが、3社から辞退があり、残り2社については入札に参加いただいたんですが、入札の結果無効ということで契約者が決まらずという状況になっております。

2回目の契約を実施しまして、先ほど申しましたように、6月11日付で決定をしている状況でございます。落札率が非常に高いという点のご指摘でございますが、価格競争を行っておりますので、こちらの方でもそこがどういう原因で高落札率になったのかというところは、現時点のところでは、これという分析等まで至っておりませんので、今ちょっと答えを持ち合わせてないような状況でございます。

オンランプの工事の状況につきましては、現在、道の駅駐車場周辺工事ということで契約の手続を行っているところでございます。設計の経緯につきましては、道の駅の全体の計画を、委員おっしゃられたようにパシフィックコンサルタンツ株式会社が過去に受注をしておりますので、その一体となる設計が必要ということでございますので、オンランプ部分の設計に関しましても、随意契約で発注しているような状況でございます。

全体事業費の件については、3月議会のときに、3月18日時点の執行状況を21億1,000万円というふうにご報告しまして、平成28年3月の時点で執行が確定しているものが24億円、その中で、全体額が26億9,300万円の事業費で実施するというふうにお答えをさせていただいている状況ですが、現在、その時点からの発注契約等が進みまして、約2億7,000万円ほどが現在、最終的な26億9,300万円の全体事業費との残というふうに考えているところでございまして、この中で、先ほど申しました周辺整備工事等の工事を進めて、完成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 指定管理の赤字の補てん化ということでございますが、以前から申し上げてますように、指定管理いたしております株式会社道の駅に関しまして、たとえ赤字が出ようとも補てんは一切ございません。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から答えていただきました。この道路情報棟、これに対して開示請求しないといかんのか知らんけども、1回目の入札結果、それから2回目の入札結果をいただいたら分析ができるかと思しますので、それをいただきたいというふうに思います。

それと、不落にして、次にするときには、どういう内容でこの金額を変えているのか知らんけども、同じ金額は出されへんということで、部分的に中身をいらって、ちょっと金額何ぼか、私、ちょっとよくわからんけども、多少は下げてるのか、上げてるのか、それはよくわからんけども、それはテクニックやと思う。そやけども、これで、もう一つ聞きたいのは、その辺の資料がほしいのと、それから、まだ工事にかかってないのでわからんけども、例えば、7,000万円としましょう。でそれ以上は、今のところでは増額にならへんということになっているのか。不落になっているということは、恐らく金額下げてると思うわけや。そやから、追加の契約が出てくるのではないかということ、今、ちょっと聞かせてもらいたい。

それと、このオンランプ、今設計中ということやけども、前に聞いたときは、鉄塔の辺からのぼりますねんとか、どこで合流するのか、私もちょっとよくわかりませんが、自然勾配でのぼらないで、橋桁をかけてのぼっていくのかどうか。例えばですよ。今、部長がおっしゃったように、残2億7,000万円ありますねんと、こう言ってるわけやけど、橋桁をかけていったら、1億円やそこらでおさまらない。それと、やっぱり公園もあるわけやから、本当にその金額でおさまるのか。それは、今の段階でおさまると言わざるを得んとは思う。どう考えても、その残り2億7,000万円、今、ハード面での、全体額が9,300万円。ここへ備品も皆計上していけば、今既に28億円になっとなんかということになってきたら、この2億7,000万円を全部支出すれば30億円を超えるわけや。そこらのことをもう少し教えてもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 先ほど、土谷部長がご説明申し上げましたとおり、道路情報棟の1回目の総合評価落札方式については、5社のうち3社が辞退で、2社が失格ということに相なったわけでございまして、その中で再度設計を見直しまして、6月11日に再入札を行いまして、落札があったということでございました。落札に関しましては、やはり入れる業者のことでございますので、市の方が落札にどうこうというのは、指示も当然できないわけでございまして、大変高落札率の結果であったわけですが、落札されたという中で工事に着手をしていただくということでございます。

先ほどちょっと説明不足の点もあったと思うんですけども、オンランプにつきましては、もう設計済みじゃなくして、この6月28日に総合評価落札方式で入札を行う予定をいたしておるわけでございます。その中で、その部分の、今現在、当然掲示板に道の駅駐車場周辺工事等で入札を行う予定で、市の方の掲示板にも張り出しているわけでございますが、設定金額については9,991万1,880円、税込みでございまして、その中で発注をさせて、5社の指名で総合評価落札方式で発注を行うわけでございます。

先ほど土谷部長が申しましたように、道路情報棟までの契約金額の中で、総事業費の中で2億7,300万円の残ということでございまして、今回、約1億円ございまして、当然、土木の場合は契約差金等、当然、いつも約12、13%出ておりますので、その部分を差し引きますと、約1億8,000万円から1億9,000万円の残になろうかと思います。その分につきまして、公園とおっしゃってるのが、吸収源の公園じゃなくして、道の駅の3.3ヘクタールの部分の広場公園の整備をその費用の中で賄っていくということでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 先ほど言ったように、その道路情報棟、入札録をいただいたら、それで大体わかると思うし、オンランプは、その設計の工期がまだあったのと違うんかいな。パシフィックが設計業務を請け負っているけども、契約期間内にもう終わっているということか。それで発注するわけやんな。それと、その九千何ぼというたら、周辺部も含めていくということは、橋桁でいくのやなしに、いわゆる自然勾配でのぼっていくと、こういう工事になっていくわけか。

なるほど。それはどの辺で合流するのか教えてもらいたい。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問についてですが、オンランプにつきましては、関電の鉄塔のところが、側道が若干南側に膨らんでいる地点があるかと思います。その地点から西に向いて、その先に側道の横断するボックスがあると思います。その50メートル手前ぐらいのところで、済みません、ちょっと今図面を見ておりませんので正確な値ではございませんが、そこで合流していくと。自動車専用道路の基準の縦断勾配を守りつつ、先ほど副市長ご答弁いただいたように、盛り土の形状で合流していくような形状を考えております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 私はちょっとソフト部分で、まず、この指定管理、株式会社道の駅かつらぎか。これ、いつからの指定管理の契約でしたっけ。それだけまずちょっと先に確認させてください。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問でございます、道の駅かつらぎとの契約、指定管理の契約につきまして、平成28年4月1日で契約を行っております。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 平成28年4月1日やね。契約議案が出てきたらからね。ただちょっと確認だけしたかったのが、例えば、今、ソフト事業で、農産物直売所で販売する、これは指定管理の契約の向こうの内容の中に含まれてるんですか、含まれてないんですか。農産物直売所は別ですか。その指定管理の内容の中に農産物直売所というのは含まれているんですか。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 農産物直売所につきましても、施設の一環として、道の駅かつらぎの中に含まれております。

以上です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 部長がこれを説明していただいておりますが、これ、指定管理で、もう向こうの方が責任を持ってもうやってるわけです。そやから、これは部長の方が向こうから報告を受けて、それでこっちで説明してるのかな。その辺が非常に気になる。というのが、指定管理の人の意見というのが聞こえてこないわけです。今言ってる農産物直売所の運営されるのは指定管理の人が運営されることになっている。そうやったら、今、市内で164件、それと市外145件と言っているのは、それは向こうの人が部長の方に連絡してきて、今の現状はこうですね、現状だけ言ってるのやけども、これがどう感じているのかとか、どういう具合に運営しようと思ってるのか、それが全然見えてこないんですよ。数字だけは教えてもらっているのですね。

行政がやってるわけと違いますね。もう指定管理に移ってるのやから、向こうの人が全部やってるはずですよ。そうやから、その辺の感覚を、指定管理が答弁してくれないとあかん、

一緒についてきてもらえると、非常に、どういう方法に進もうとしているのかとかね。聞いたって、もう一回向こうに聞き直して言わないとだめなんでしょう。そやから、その辺をちょっと聞かせてもらうときはね。数字だけは聞けるけど、数字だけで、例えば意見を言うとなると、そうすると、部長はまた向こうに行って、いや、こういう意見出てました、それについて報告しにいくわけやな。その辺、どうなんかな。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 ただいまの阿古委員の内容でございますが、確かにこの辺の数字につきましては、道の駅かつらぎよりいただいた数字を市として報告させていただいている現状であり、言われたように、この数値、出荷登録数は、道の駅かつらぎの農産物直売所にとってどれだけのウエート、考えてるウエートの中でどれだけを占められているかということ自体の、会社としての考え方についてをお聞きやと思いますので、それについては、また委員長の方とも相談しながら、会社の方に対してどういう形の答えを求めていくというのは、また協議はさせていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 指定管理に入るまでには、今言ってるような、例えば農産物の直売所の市内の方の人数やとか、それと並行して、まほろばキッチンの登録されてる農家戸数、スタート時点は1,150戸やったかな。今、現在1,300戸ですよみたいなことを話したと思います。その中で、それでも運営が厳しい。農産物直売所部分についてはJ Aという民間企業でやりつつも、単独では赤字経営をしてる。その中で、じゃあこれを道の駅という形でやった場合にどうなるんやという話はだいぶさせていただいた。

そやから、少なくとも、それを事例とするんやったら、年商をかなり多いめに計算されましたから、やっぱり1,000戸近いぐらいの農家の方、集めやなあかんのと違うかというような話もしたしね。それと、この葛城市内の農産物というのが、非常に限られた品種というか、品目の中で運営していかなあかん。市外やと言っても、やっぱり奈良県産ということにこだわれば、気候は変わらないですからね。ただ、果樹があるところがあるのかないのか。それもちっとわからないから、何とも言いようがない。もう言いようがないけど、それでも一定のシーズンしか農産物としてはカバーできない可能性が非常に高い。そうした場合に、じゃあ年間通じて運営する会社がどういう考え方をしてんのやとかね。

そやから、そういうふうな部分も含めて確認しないと、この運営に関しては、もう土地も建物も全部税金でいくわけですよ。それで、運営だけが資本金という形で出してきた、それで資本金がどうなるのかわかりませんが、当然赤字になりますと、その資本金は取り崩していくわけですからね。そうした中で、やはり将来的な行政としてのリスクはあるわけですよ。運営はうまくいかなかったときに。ほかの事例を見ると、売却やとか、いろんな形で処分していつてる。そういう形態にならないかどうかとも非常に不安になります。

それであれば、やはり運営については、どういう考え方をしているのかということは聞かせてもらう必要があるのと違うんかなという気はします。それで、今の話やないけど、部長

に聞いたって数字しかわからへんのやったら、もう指定管理が入ってるわけでしょう。入ってるんやったら、いや、どう運営をやりますねんと、逆に言ってもら方がいいのと違うかなと。いや、もう指定管理受けましてん、そうやったら、こういう運営をしようとしてますねんと、逆にそれは民間の会社なんでしょう、株式会社なんでしょう。そうやったら、その人らが、いや、どういう運営をしてて、それでどれぐらいの売り上げを見込んでとか、逆に民間の方やったら、もう当然それができて当然なんやから、逆に言ってもらわへんと、この数字だけ聞くと非常に危険やなと思いますねん。

そやから、部長に僕がそう言いますので、部長はそれを今言ってる指定管理の会社に、民間会社に言われて、それで逆に民間会社の方から来てもうてもいいし、こっちへどう考えるのやということを言ってもらわへんと、非常に何か数字だけ聞くと頼りない。いや、こんなので本当に運営できるのかなと思ってしまう。それぐらいにしときます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 関連ということで、地域活性化事業での件ということで、皆さん方もご存じと思うんですけども、今、この中に阿古委員もおられますが、4、5日前でしたか、こういうチラシ、どれだけ入ってるのかわからんけど、うちも入ってました、これが。

（「それは個人の議会報告で、それをこの委員会の席で出すんですか」の声あり）

下村委員 いやいや、これはこの中の文言を聞きたいわけです。文言に対して。こういうときに委員同士の議論というのは、これは避けた方がいいと思うんですけども、この中の内容のことで、市長にちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。恐らく地域活性化事業「新 道の駅」の件に関して書かれていると思いますので、それを了解を得ながら、ちょっと市長にお伺いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

というのは、今申しましたとおり、そういうチラシと言いますか、入ってたわけで、その中で文言が気になったという部分が2カ所ございまして、それは、市政を一部事業者グループの談合、利権政治から取り戻すという、これも書いてました。もう一つは、一部の権力者が優遇されるような利権政治を排除しということは、私の理解が間違ってたら何ですけども、今現在談合とかをやっているというように、これ、読まれた方はとられると思うんです。私もそうとりました。実際、恐らくこれは地域活性化事業の件でこういうように書かれてるんですけども、市長、この談合とかいう、こういう件に書かれているんですけども、事実はどうであるかというのをはっきり聞きたいんですよ。ありますとは言えませんが、それは。どうなっているのか。

私も、何でもかと言いますと、ずっとこの地域活性化事業「新 道の駅」については、合併のときから地域活性化事業ということで、推進派の方で今までやってるんですけども、先ほど岡本委員も言われたとおり、確かに予算的にはかなり予定よりも多くなってきましたし、面積的にも大きくなってきているという事実はあるんですけども、ずっと推進の方で私も市民の皆さんに理解を得るような意見を述べてきましたし、ここで談合とか言われますと、私自身も非常に困りますので、そこをちょっとはっきり市長にもお伺いしたいと、そういうことなんですけれども、どうでしょうか。

(発言する者あり)

朝岡委員長 いずれにしても、答弁をしていただくわけですが、個人の議会報ですので、その辺の取り扱いについて、ちょっと副委員長と相談させてください。

そうしたら、いずれにしてもお昼になりましたので、暫時休憩をとりたいと思います。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 30 分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩をとらせていただきたいと思います。

休 憩 午後 1 時 31 分

再 開 午後 1 時 48 分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、休憩前に道の駅関連事業に関する下村委員から質疑が出てまいりました件につきまして、休憩中に副委員長ともご相談をさせていただきました。また、西井委員から、その内容についての資料の配付ということもございましたが、資料はそのとき、一応、下村委員の手元にあるものを正副委員長で見させていただきました。

議員の議員活動の一環でのチラシということでございますので、委員会の中でそのコピーを配付するということは適切ではないという判断を副委員長とさせていただきましたので、コピーをお配りすることは差し控えたいと、このように思います。

また、下村委員の、その内容について理事者に答弁を求めるということでございましたが、関連質問とはいえ、こういう件については、一度、議長、副議長、また議会運営委員会の委員長とも、常任委員会の議事運営に携わることで、関連質問に対する考え方ということをもう一度確認をさせていただいた上で、適切かどうかの判断をもう一度させていただいて、この件については質疑は正副預かりということで、きょうのところはこの質疑については行わないということにさせていただきたいと思いますので、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご了解いただいたということでございますので、この件についての質問は差し控えたいと思います。

ほかに、「新 道の駅建設事業」について、先ほどご説明がございましたことについて、ご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件は、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

ちょっと言い忘れましたけど、理事者もそういうことでございますので、よろしくお願いします。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたしたいと思います。

本件につきましても、事業のただいままでの進捗状況等について、理事者から報告を願いたいと思います。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いします。

それでは、尺土駅前周辺整備事業の現在の状況についてご説明申し上げます。本件に関しましては、資料としまして、毎回お配りさせていただいております図面の方を配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

現在の状況、直近の契約状況としましては、③の土地につきまして、平成28年6月16日付で契約をいただきました。その他の状況としましては、⑯の土地は契約済みのところですが、移転建物の工事に向けた作業の方を地権者の方で行っていただいているところでございます。⑯の土地につきましては、今週の頭の方に地権者の方と交渉させていただきまして、契約に関しては了承をいただいたということで、早期に契約の事務的な手続を行うよう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

⑮につきましては、現在聞いている状況についてですが、移転先の建物の方を建築会社の方が検討しているというふうに聞いております。その辺の検討のめどが立てば、契約の交渉も進むのではないかと考えているところでございます。②の1、②の2につきましては、現在鋭意交渉を進めている状況にございます。

①の1、①の2、そして⑨、この2名の地権者については、特に大きな進展はなく、引き続き接触を続けていくという状況にございます。これまで最終的な交渉に至らなかった場合の用地取得に関しまして、収用の手続を進めているというふうにご報告はさせていただいておりますが、現在、奈良県の方と事業認定の申請に関しての協議を行っているところで、その協議が整い次第、事業認定に関する申請を行うというふうな状況になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいままでの進捗について説明がございましたが、この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から説明をしていただいて、一応契約済み、交渉中ということで説明してもらいました。この中で未契約の分があるわけやけども、今、八川のところで造成が終わってる分があると思うわけやけど、1,800平方メートルぐらいだったと思います。その面積のところで、今ここにある協力してもらえる人の代替地が確保ができるという解釈をしていいのか。それとも、それとは別に、また別のところで代替地を準備しなければあかんということになってるのか。そこらのことをちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 ただいまのご質問でございます。八川の代替につきましては、土地開発公社が取得いたしまして、土地開発公社が今現在造成工事を行っておるわけでございます、工事完了次第、県の開発検査を受けまして、個人さんには利用していただくということでございまして、あの土地に関しましては、お手元の図面の⑮、⑯、⑨の方の3件の家を建てるという中で開発工事を行っておるわけでございます。

なお、⑯の方につきましては、先ほど部長が説明いたしましたように、今週、当初に合意に至ったということで、今、契約書を作成いたしまして、契約を交わすという中でございま

すが、この方につきましては、住まい2名ということで、今後用地を希望されておったわけですが、借家住まいをしたいということでございますので、この⑩の方につきましては、別に移転をしていただくということでございます。

なお、⑮の方につきましては、先ほど申しましたように、建物の設計に入っておると。その建物の設計に入って、建物が決まり次第、うちの補償額の残金を持って用地を買い求めたいということですので、用地の大きさがまだ決まってないので契約に至っていないという現状でございます。

⑨の方につきましては、鋭意用地交渉中ということでございまして、そして、②の1、②の2の方につきましても、ハイツでございますので、これにつきましては、ほかの場所で移転をする案と、もう全く今後はハイツの経営をしないというのが、今、家族で調整をいただいているということでございまして、①の1、①の2につきましても、鋭意交渉を行っておるわけでございます。

難航いたしております①の1、①の2につきましても、先ほども申しましたように、事業認定手続に入っているということでございまして、とにもかくにも事業認定よりも交渉して移転していただくのが一番良策かというふうに思っておりますので、鋭意努力して、事業年度までに完成をすべく努力してまいりたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、生野副市長の方から説明してもらった、この八川の土地というのは1,800平方メートルほどあるのと違うの。2件で、これ全部消化するわけか。いや、3件やけど、1件は、⑩は除くんやろ。⑮、⑯、⑨やけど、⑯は別のところに行くわけやろ。それでは、その2件でこれだけの土地を提供するのか。そうではなしに、渡して、あと残りはまた別の人に渡すと、こういうことでいいわけか。そこらをちょっと教えてほしいんや。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 確かに面積は今おっしゃってるとおりでございますが、開発道路の中に、6メートルの開発道路も抜けますので。一応1,000平方メートルというところでございます。300坪残るということでございまして、なお、⑮、⑨の方については、当初100坪以上を希望されておったわけございまして、⑯の方については、5、60坪ということを知っておったわけございまして、その3件の中で、この300坪を一応分譲するということになっておったわけでございます。ただし、先ほど申しましたように、⑯の方については、家は建てなく、もうハイツ住まいをしたいということをおっしゃっておりますので、その部分につきましては、5、60坪という形で残地として残る可能性があるわけでございますが、それにつきましては、この尺土駅前広場整備事業という形で、代替地の1,500万円適用で用地も買っておりますので、とにかくこの事業が終わった時点で、今後公社として処分の方法を考えてまいるというようにしていきます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 こんなこと言っていないかどうか知らんけども、もとの面積に対して、金をいくら持ってお

られるのか知らんけども、そんな大きな100坪とかいったら、かなり金を足さんと買われへんと思うわけやけど。そんなこと構うこと違うで。そやけど、50坪の土地と100坪の土地を交換するとなったら、問題が出てくるとあかんので、そやからちょっと聞いてるわけやけど。それは、当然個人が、例えばこっちが10万円で買うたら、こっちが20万円あったら、それだけの金で払うということになるのが前提やけども、そこは交換になるわけか。そこらはどんな交渉になるの。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 先ほど説明をいたしたつもりでございまして、⑮の方を例に出しますと、この方、90坪余りあるわけでございます。その中で、市の方の用地代、そして建物の補償代というのを提示をさせていただいてるわけでございます、その範囲の中で、当然建物の設計に入られとるわけでございます、その建物の金額が決まれば、残る残金で用地を買いたいという希望も持っておられるわけでございます。

そして、岡本委員ご存じのように、尺土駅前の土地の価格と、今、八川の土地の価格は当然違うのは、よくご存じいただいていると思いますが、100坪と100坪って、そういう意味じゃなくして、仮に市の方で100という形で、用地と補償で100という形で払わせていただいて、建物が50、土地が50の中で、この方は、その範囲内で全てをしまいをしたいという中で、今、建物の面積が決まってませんので、それに坪数を掛けると残る金額が幾らかまだわかってないという中で、90坪になるか、80坪になるか、100坪になるかということで、今、家族と協議をされているということでございます。

当然、⑯の方につきましても、それ相応の面積の希望もされておりました。その中で、余り詳しくは申し上げられませんが、家を建てずにハイツ住まいの方がいいということをおっしゃいましたので、やはり、当初約束とお買いくださいというわけにいきませんので、その中で、この方の部分が最悪残るかなというように、今現在思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の言わんとすることもよくわかつとるわけやけど、そこらはきちっとやってもらいたいから言つとるだけであつてな。言われてることはよく理解してるつもりです。だから、きちっとだけやってもらいたい。その辺、お願いしときます。

朝岡委員長 ほかに質問等、確認等、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

ただ、本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から、何かこの件で確認事項がございましたらお受けいたしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 では、この件についてはないということでございますので、この件については、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

最後に、公共バス運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者から報告を求めたいと思います。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

公共バスにつきましては、本年2月15日より運行いたしております。この中でご意見を頂戴し改善いたしました点、また、これまで13回の葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を開催いたしまして、前回、本委員会の報告後、法定協議会におきまして、道の駅乗り入れに伴います見直しを全体にかけ、停留所や運行経路の変更等、15項目にわたります改編の内容につきましてご協議いただきました。この内容の報告を企画政策課長が詳しく申し上げます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。それでは、私の方から、葛城市地域公共交通活性化協議会で審議されておりますコミュニティバス「ぐるっとかつらぎ」についてご報告を申し上げます。

前回ご報告いたしました後に、葛城市地域公共交通活性化協議会で協議されました、本年秋オープン予定の道の駅かつらぎへのコミュニティバスの乗り入れ及び再編後いただきましたご要望や意見の反映に伴う一部変更についてご報告をいたします。

道の駅かつらぎオープンに伴う改変についてでございますが、主に協議されたのが、平成28年5月24日、12回目と、6月15日、13回目の協議会においてでございます。この両日についての承認されました運行改編についての説明をいたします。

まず、説明の前段ではございますが、今回の改変につきましての方針を述べたいと思います。路線の変更やバス停の新設、移設の判断でございますが、平成28年2月15日の再編後から期間が短いことから、今回は抜本的な改変ではなく、現状を維持した状態で、皆様からのご意見等を反映していく部分的な対応ということで、ダイヤや時刻表の決定については、2月15日の再編時と同じ、全ての地区から大和高田市立病院に午前中に行くことが可能となることを第一優先として考えさせていただきました。

改変についての意見収集方法でございますが、利用者、市民の方々の実際のバスに乗っておられる方に職員が同乗させていただきました。またゆうあいステーション、いきいきセンター、市役所等で聞き取りをさせていただきました。そのほか44の地区、全ての地区に職員が伺って収集したご要望、また、大字懇談会、これも44カ大字全てまいりました。そこで出てきた意見等を集約させていただいた上で、運行業者である奈良交通には運行可能か、そういう改変であるのか、高田警察署には安全上支障はないのかを確認していただき、いずれにしても問題ないものについて、今回改変の対象といたしました。

それでは、このたびの改変について、変更点を説明させていただきます。お手元の運行改変の資料をごらんになってください。

まず、1枚目をめくっていただきますと、変更一覧ということで、全体像がわかるようになっております。それから、もう1枚めくっていただきまして、1ページ、こちらの方は、このたびの改変に係る変更一覧がございます。説明文だけはわかりにくいので、2ページ以降の路線図を見ていただきながら、路線ごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページ、Aルートでございます。このルートのみ、新庄、當麻のいずれの庁舎も以前は経由してなかったということで、當麻庁舎に経由する形をとりたいということです。それから、加守南池駐車場にバス停を新設させていただきます。

それから、Bルート、3ページをごらんください。現在、Cルートに組み込まれてました大畑停留所をこのルートに組みかえさせていただきました。また、環状線ルートの方のバス停であった疋田本郷東と疋田フルール東にもミニバスも停車するというようにいたしました。

それから、4ページ、Cルートでございます。先ほど述べましたBルートに組み込んだ大畑停留所を経由しないという形にしております。また、道の駅かつらぎに、このルートは乗り入れすることといたしました。

それから、5ページ、Dルートでございます。このルートにおいては、道の駅かつらぎに乗り入れすること、それから、南道徳のコミュニティセンター前に停留所を設ける、それと、寺口の浄願寺駐車場付近にバス停を新設し、経由することといたしました。

次に、6ページ、Eルートでございます。こちらの方は京阪忍海公民館前にバス停を新設し、経由いたします。また、環状線のバス停でありました歴史博物館前のバス停について、ミニバスも停車することといたしました。次に、環状線とミニバスの停留所であった薑比交差点でございます。こちらの方は、環状線の方のバス停といたしまして、新たに薑防災公園にミニバスのバス停を新設して、経由することといたしました。交通の要所となる環状線ルートの忍海バス停に、このEルートのミニバスも停車することといたしました。

次に、Fルートでございます。葛城山麓公園前にバス停を新設し、経由をいたします。

個々の改変は以上でございます。

次に、ミニバスルートのD、E、Fルート共通の変更でございますが、現在、第3便と第4便はいきいきセンターにとまっております。こちら、1便、2便と同様に駅に行く要望もございましたので、新庄庁舎前まで行くということにしております。

次に、環状線ルートの改変でございます。こちらにつきましては、ちょっと前後して申しわけないですけど、一番最初の全体像を見ていただきたいと思います。変更一覧ですね。こちらの方を見ていただきたいと思います。

番号の5番でございます。道の駅かつらぎに環状線ルートのバスを乗り入れることといたしました。次に、内・外の第1便に限り、今までゆうあいステーションを経由せず、當麻観光駐車場を経由するという形、今まではもう竹内からすぐ當麻庁舎前という形をとっていましたが、當麻観光駐車場を経由することといたします。

次に、7、エポック前にバス停を新設いたします。

それから、13、高田市立病院前バス停について、先ほども市長の説明があったように、ここを横断するのが非常に危険ということで、もう北側のバス停を廃止させていただきました。

税務署前を通過して折り返しをして、南側市立病院前のバス停のみを使って乗降する形をとらせていただきます。なお、これにつきましては、大和高田市及び同市の地域公共交通活性化協議会に対して、大和高田市立病院の中に葛城市としては乗り入れを希望しておりました。しかし、現在、大和高田市も4月1日に改変をされたばかりなので、本数もふえているので今のところ葛城市のバスが乗り入れることについては難しいという判断がございました。

このようなことでございますので、暫定的に税務署前を通過するという方法をとらせていただきました。しかし、葛城市及び葛城市地域公共交通活性化協議会の方針といたしましては、今後においても、病院内乗り入れを引き続き要望していく予定でございます。このように、市立病院前で折り返す形をとるため、現在、起終点であった高田市立病院が通過地点ということになり、改めて、奈良交通の営業所がある忍海のバス停を起終点と定めさせていただきました。

以上が、環状線ルートの変更点でございます。なお、時刻表も今回添付をしております。この時刻表につきましては、今後、奈良交通の方が実車走行により正確な時刻表をまた作成しますので、若干変更が生じる可能性がございますので、どうかご参考までに確認をお願いしたいと思います。

再編の期日でございますが、先ほども申しましたように、道の駅かつらぎオープンにあわせるものいたしました。

最後に、利用者の皆様からお聞きいたしました要望のうち、葛城市地域公共交通活性化協議会の協議を経ることなく、奈良交通と協議を行って改善いたしました事項について、少しご報告の方を申し上げます。

1つ目は、高齢者や障がい者に対する介助でございます。障がい者や押し車を利用される高齢者が乗車する際には、乗務員がバスから降りて介助をしていただくということにさせていただきました。2つ目は、乗車の間違いを防止するため、バスに乗車されるときに、乗務員が放送、どこどこに行くバスですという放送を入れていただくようにいたしました。また、耳が不自由な方等、そういう方との意思疎通のため、筆談できる道具も備えておるところでございます。

今後におきましても、利用者やその他市民の皆様からご意見をいただき、より利用される、また、より愛されるコミュニティバスにしていきたいと考えております。

以上、葛城市公共交通活性化協議会及びコミュニティバスの改変等についてのご報告を終わります。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明をいただきました、このことについて、何か確認、ご質問等、ございませんでしょうか。

阿古委員。

阿古委員 先ほど補正予算の方でちょっと上がったから、あくまで概略でお聞きしたんですけども、これも一応運行の改変ということで、もう資料も出していただいていますので、まず、2月15日以降、どの程度までデータを集積されたのかわかりませんが、週別でデータがあるん

ですか。月別ではデータはありますか。まず、それをお聞かせ願いたいと思います。これ、ミニバスと、それと循環バスとありますよね。その利用者数ですよね。まず、それを聞かせていただけますか。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。

利用実績ということで、2月15日から5月末まで、107日間の実績を報告させていただきたいと思います。

まず、利用合計が1万5,825人、環状線ルートが1万724人、ミニバスルートが5,101人で、1日当たり147.9人で、環状線ルートが100.2人、ミニバスルートが47.7人ということになっております。

再編前の1日の利用者でございますが、葛城号、ゆうあいバス、ミニバスを含めて130人程度でございます。あと当麻・新庄線の方ですが、1日当たり50人というデータがございますが、こちらの方、市民病院までの利用ということで、以前は近鉄高田駅とかJR高田駅西口に行っておりましたので、50人中半分と仮定いたしまして、25人といたしまして、合計155人ということになります。これで4.6%ぐらいの現在はダウンということになっております。

また、年間ベースにこれを換算させていただきますと、再編後の利用合計は5万2,800人程度になります。再編前が、先ほど言った当麻・新庄線の半分ととりますと、4万7,000人程度であります。5,800人の増、12%の増ということになります。

次に、曜日別ですね。ルート別の曜日別についてでございますが、環状線ルートの外回りが1日平均54.7人、内回りが45.5人でございます。9.2人、外回りの方が多くなっております。こちらに関しては、ミニバスが全て高田市立病院の方に行くために、外回りの方に連絡をつけてますので、外回りの方がふえているということに推測できます。

また、曜日別でございます。土曜日、日曜日、月曜日の利用者数が他の曜日に比べて少なくなっております。ちょっと曜日に関しては3月末までのデータしかございませんけども、土曜日が129.8人、日曜日が135人、月曜日が110.3人でございます。平日の方です。火曜日が166.1人、水曜日が157.1人、木曜日が179.3人、金曜日が180人になっております。これは大和高田市立病院がお休み、また、ゆうあいステーション、いきいきセンターの休館日が土、日、月ということになっております。それによって利用者数が減少しているのではないかと、いうように推測をしております。

また、バス停の利用者数でございます。環状線ルートにおいて、ゆうあいステーションが一番多く利用されております。次に、高田市立病院の利用者が多くございます。次に、イトーピアなんですけども、地内のバス停を含めると、ここも高くなっております。多くの方々が利用されてるんですけども、ミニバスルートででも拠点、ゆうあいステーションといきいきセンター前の利用が多くなっております。ただし、Cルート、兵家・中戸ルートに限り、やっぱりイトーピアの方が利用者が高いということになっております。以上が、大体利用の実績でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 聞くだけやと、ちょっと控え切れやなかったからね。107日間でミニバスと環状線ルートで1万5,825名と言われたのかな。環状線が1万724人、ミニバスが5,101人と言われたんですね。そうですね。またそれは、数はまた分析します。

それで、聞き取り調査って、1週間職員さんが乗られたということですが、何名の方々、されましたか。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 2名が、それぞれ別のバスに乗って、聞き取り調査の方をしております。

以上です。

朝岡委員長 何人に。

阿古委員 職員さんは2名ですよ。

岩永企画政策課長 職員は2名です。

阿古委員 じゃなくて、聞いた人。

岩永企画政策課長 全部あわせて100人程度というのは聞いておりますが、ちょっと細かく、車の中とか、ちょっとその辺は聞いておりません。

朝岡委員長 100人程度に聞き取り調査をしたということやね。

阿古委員。

阿古委員 物すごく何か改変するとかというときには、やっぱりニーズがどうなのかということを把握するのが一番大切なことやろうと思います。そんな中で、やっぱり聞き取り調査数が多ければ多いほど、そのニーズ確認ができるといいますね。そやから、100人が多いのか少ないかという、僕は少ないのと違うかなという気がします。もう少し多くの方に、今の感じやと、1日当たり、約147名の方が利用されてるんですよ。全ルートを含めてね。単純に割るとですよ。そうやったら、その中でじゃあ100人だけ確認して、ものを判断するのが果たしていいのかな。その辺の考え方があると思います。

それと、もう一つは、乗っておられる方の意見というのは乗ったら聞けますよね。そやけども、実際に公共バスというのは、乗りたいけども乗れないという人もいるかもわかりませんよね。そやから、利用されてない人が、じゃあどうして利用してないのと聞くような調査の仕方が入ってくるのかどうかというのが、僕は物すごく大切かなと思いますね。そやから、もうちょっとサンプル数をふやして、これはこれで決定なのかどうか、僕はちょっとわからへんけれども、もう少しまだ時間的な余裕があるのか、ないのか。ルート変更で最低、道の駅かつらぎにあわせての変更やと言っていましたからね。その期日から逆算して、もしできるのであれば、もう少しそういうサンプル数をふやして、聞き取り調査をしてもらえるようなことができないのかなという気がします。

それで、これはもうさっきも言いましたが、この短期間で変更をかけるということが果たしてどうなのかという形というの、やっぱりこれから考えていかへんと、本当に毎年改変しますって言われるのかな、それとも、1回やったら何年間かはこれで1回行きますと言

われるのかね。そやから、その辺の考え方を整理しとく方がいいと思いますわ。また、今、仮に秋に改変して、また今度、また春にやりますねんと言われるのか、それとも、いや、これ1回改変したら1年間いけますと言われるのか、2年間いけますと言われるのかね。その辺、ちゃんとスケジュールを考えた中でやっぱりやっていくべきと違うかな。物すごく何かばたばたやったような気がしたからね。

そやから、公共バスのことなんやから、絶対に100%のものなんていうのはできないんですよ。それはもうやっているからよくご存じやと思いますわ。どんな形にしたかって、やっぱり不平不満があつてしかるべきやと思いますのでね。そやから、そういうある程度計画的なものを考えた中でやっぱりやっていかへんとね。それと、わずか3カ月ちょっとやから、この中でどれぐらいの収益があつたとかいうのも、本当のことを言ったらデータを持っていたら聞かせてもらえたらなと思うんですけども、そのデータはお持ちですか。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。運賃収入でございます。それは2月、3月の状況で確認いたしまして、年間約200万円強というふうな予想はしております。それと、先ほど予定を立てての再編やということで、こちらの方、道の駅かつらぎ乗り入れはもう間違いなしにやるということでございましたので、そのときには、もう最初に改変した内部の、市長がおっしゃったとおり、乗ってみないとわからない、やってみないとわからないという部分を手当をするというのは、もう以前からやるという予定をしておりましたので、ちょっと慌ててやったわけではないということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 法定協の関係でございます。法定協につきましては、このルートで決定をいただいておりますので、道の駅かつらぎがオープン後には、このルートでバスの運行を行うということでございますので、その間まで時間があるわけでございますが、法定協でも決定もいただいておりますので、ルート変更はございません。

予定といたしまして、奈良交通と3年間の契約を現在行っておるわけでございまして、ただ、道の駅かつらぎのオープンが平成28年秋というのは決まっておったわけでございますので、当初、この2月の運行のとき、既に法定協の委員の皆様方には、道の駅かつらぎのオープン時には再編はさせていただくというご了承もいただいた中で、何回も協議をしてきたわけでございまして、今回、2回になるわけでございますが、法定協2回をもって決定をしていただいたということでございます。

なお、考えられることにつきましては、今、先ほど岩永が申しましたように、大和高田市立病院の折り返しについてでございますが、今、まだ増便ができないような状況でございます。高田の税務署前をUターンするわけでございます。今後、その間に大和高田市立病院が乗り入れ可能になる場合につきましては、その部分が一部変更になる可能性があるということを申し添えたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 今の話で、予想では年間200万円と言われたのかな。当初の公共バスの収入というのは幾らで考えられてたのか、ちょっと数字、持っていたらちょっと聞かせていただけますか。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 当初250万円程度と考えておりました。というのは、1乗車100円で、今までの実績で計算しますと、大体年間500万円ぐらいという想定をしておりました。それが1回1乗車やなしに、1日ということになりましたので、半額の250万円ぐらいというような予定は立てておりました。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 私の勘違いですね。桁が1つ違うのかなと思って、一瞬勘違いしていました。200万円ぐらいですか、なかなか厳しい内容ですね、正直なことを言ってね。今のを聞いて、ちょっとショックを受けました。それで3年間の契約やと言われたんですな。

さっき答弁の中で、やってみないとわからないと言われたでしょう。やってみないとわからないという、あのときの、多分誰かの一般質問か何かの答弁を多分言わされてるんやと思うけども、やってみないとわからないということと、それと、やらなくても初めから予想しないといけないことと、僕は区別する必要があると思います。今言ってるバスの部分は不確定要素が多いから、そういう言葉を使われるのかもしれないけども、本来やってみないとわかりませんというような事業みたいなものは、事業化したらだめなんです。

こういうぐらいになるやろうとって、ちゃんと計画して事業を組み立てないと、多分あのときはサテライト事業を引き合いに出されて言われたんやけど、そんなの人口規模やとか、いろいろ考えたら、そんなの初めから無理や、あんなのなかってもいいでというような議論になるというのは、もう大体想像できるわけやから。そうやから、初めからやらん、やってみないと、そんなのいいか悪いかわかりませんねんて、そんなの通用せんという話。

通常行政がやる事業なんていうのは、やってどうなるかわからへんけどやりますなんて、そんなあほなことはないわけです。だって、こういう目的があって、こういう具合に事業を組み立てるわけでしょう。そうやったら目的もはっきりしてる、それで、ある程度それに対する需要もはっきりしてるからやれるんですよ。需要のないものをやろうなんていうのはもってのほかのことやからね。税金でやるんでしょう。皆のお金でやるんやから、ちゃんとした計画をつくって、それでやるんですよ。

そやから、答弁としては非常に不適切というか、言い方として、僕はいい言い方やないと思いますよ。そやから、ある程度想定した中で、想定からのずれはあるかもわからへんけども、必ずその想定の中、ある程度想定の中に入るように事業も組み上げるんですよ。そんなのどっちになるかわかりませんで、そんなあほな話やない。そやから、そういう言い方をされると、非常に何かいいかげんにやられてるのと違うかなという気がするから。

そやから、僕が今勘違いしたというのは、僕は200万円と、本当のことを言ったら、頭の中では、あの当時2、3千万円は収入でいけると違うかなというような、何か頭の中で僕

が勘違いしてたんですよ。そやから年間8,000万円か、奈良交通さんにお支払いするわけやから、その部分の3分の1ぐらいは僕は回収できるのと違うかなという気はしてた。だから、僕はそやから1桁勘違いして思ってたんですよ。そうすると、もうほとんど200万円と言ったら、逆に言ったらガソリン代もかかるわけやから、そうやったらもうほとんど持ち出しやと、事業がね。と思いますよね。

そうやったら、それをこれから、まあ言ったら奈良交通さんと3年契約なんやから、その3年の契約内容、僕は契約書を見てないからちょっとわからないけども、これからどうしていくのやという議論も当然これから出てくる話やろうと思いますよ。人口割したら、1人当たり3,000円かかるわけでしょう、大体。3万7,000人やから3,000円弱かかるわけやから、その公共交通のあり方というものは、やっぱりこれから考えていかなあかんことやと思います。もう意見だけにしておきます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 やってみたいとわからない事業という言い方じゃなくて、どういう乗り方をされるのか、そのあたり、病院に行かれる方がどういう状況になっていくのかということは、そこはちょっと予測できないところもあるのではという言い方だったと思います。岩永課長の発言が若干不適切な捉え方をされるということもあったかもわかりません。いいかげんな意味で仕事をしているわけではないので、予想して、年間大体乗車人数に対して500万円、その半分で250万円だという計算をしてやっているということでございますので、そういう意味ではないということだけ。

朝岡委員長 ほかに、この件について。

吉村委員。

吉村委員 午前中の補正予算のときの質問で、済生会のことを質問させていただきましたけれども、そのときの市長の答弁は、私、どうも腑に落ちないなというふうに考えていたんですけども、市長はどっちを向いてるのかなという気がしてるんですよ。まだあそこのルートは廃止になってないから、ワンコインで行かれると奈良交通は損だから、それはもちろん奈良交通は反対されますよ。それはそうなんですけれども、この2月15日の改変に当たっては、新しいバスを市で購入して、それで年間で約8,000万円の委託料を奈良交通に払ってるわけですよ。

だから、奈良交通はその巡回バスに全部人が乗っても乗らなくても8,000万円、奈良交通にはお支払いするわけですから、こういった特殊な事情、まあ言ったら、先ほど協定書のこととも言っていて、交渉する余地があるんじゃないかなと。本当に普通に言ったら、済生会の次に、いろんな駅を通して奈良交通は運行されてるわけですけども、葛城市の住民にとって済生会利用は大変希望されてるということで、それは奈良交通も少し交渉する余地はあるんじゃないかと。これは今、抜本的な改革じゃないというふうにおっしゃってましたので、今後もその方はちょっと奈良交通と詰めていただきたいなというふうに私は思いますけれど。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 ご意見として頂戴をし、また、奈良交通といろいろと協議ができる機会があれば、お話を

してまいりたいと思います。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 市長は意見として伺うと、こういうことやったけども、やっぱり住民が、御所の済生会も走らせてほしいということであれば、それは意見として聞いとくという話は、それはいいわけやけども、前向きにやっぱり検討するという姿勢は示してほしいなというふうに思うわけだね。今すぐにわかりました、やりますって、それはできへんのはよくわかります。そやけども、その次の機会というのが、それがいつになるのかわかんけど、やっぱり前向きにやってもらわんと。

市長は済生会のいきさつも知っているわけやから。特に忍海校区の住民の方は大半が済生会に行かれる。今、その済生会の利用者人数から見て、今は葛城市になっているわけやから、全体の利用者から葛城市、何人利用しているか、全体から言ったら何%利用しているということも把握していると思うわけやな。今でも3分の1ぐらいは利用してるのと違うかなと思うわけやから、そやから特に済生会にも走らせてほしいという希望が多い。そういうことも踏まえて、やっぱり対応してほしい。そのように思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 いろいろと皆さんのご意見を聞かせていただきながら、また交渉等を進めてまいりたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、この件についても、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

なお、本件につきましては、28日本会議の終了後に開催されます議会全員協議会でもご説明いただくことになってございますので、委員の皆様にはご承知おきをよろしくお願いいたしたいと思います。

ここで、最後にお諮りをいたします。先ほど来ございました地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、また、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び、ただいまございました公共バス運行については、今後も事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上で、本日の審査事項については全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたしたいと思いますが、ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、以上をもちまして、総務建設常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後2時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎